

第 3 回

熊本県議会

決算特別委員会会議記録

平成26年10月20日

(平成25年度決算)

(環境生活部・商工観光労働部)

閉 会 中

場所 全 員 協 議 会 室

第 3 回 熊本県議会 決算特別委員会会議記録

平成26年10月20日（月曜日）

午前10時0分開議
午前11時9分休憩
午後0時59分開議
午後2時40分閉会

本日の会議に付した事件

- 議案第40号 平成25年度熊本県一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第41号 平成25年度熊本県中小企業振興資金特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第45号 平成25年度熊本県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第46号 平成25年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第53号 平成25年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第54号 平成25年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計歳入歳出決算の認定について

出席委員（9人）

- 委員長 岩 下 栄 一
- 副委員長 田 代 国 広
- 委員 平 野 みどり
- 委員 堤 泰 宏
- 委員 溝 口 幸 治
- 委員 内 野 幸 喜
- 委員 緒 方 勇 二
- 委員 九 谷 高 弘
- 委員 橋 口 海 平

欠席委員（1人）

委員 鬼 海 洋 一

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

環境生活部

- 部長 谷 崎 淳 一
- 政策審議監 田 代 裕 信
- 環境局長 村 山 栄 一
- 県民生活局長 中 園 三千代
- 環境政策課長 正 木 祐 輔
- 首席審議員兼
- 水俣病保健課長 田 中 義 人
- 首席審議員兼
- 水俣病審査課長 中 山 広 海
- 環境立県推進課長 佐 藤 美智子
- 環境保全課長 川 越 吉 廣
- 自然保護課長 三 原 義 之
- 首席審議員兼
- 廃棄物対策課長 坂 本 孝 広
- くらしの安全推進課長 開 田 哲 生
- 消費生活課長 前 野 弘
- 男女参画・協働推進課長 大 谷 祐 次
- 人権同和政策課長 中 富 恭 男

商工観光労働部

部長 真 崎 伸 一

総括審議員兼

- 政策審議監兼商工政策課長 高 口 義 幸
- 商工労働局長 宮 尾 千加子
- 新産業振興局長 奥 菌 惣 幸
- 観光交流経済局長 渡 辺 純 一
- 商工振興金融課長 伊 藤 英 典
- 労働雇用課長 松 岡 正 之
- 産業人材育成課長 石 貫 秀 一
- 産業支援課長 古 森 美津代
- エネルギー政策課長 村 井 浩 一
- 企業立地課長 寺 野 慎 吾

首席審議員兼観光課長 中 川 誠
国際課長 磯 田 淳
くまもとブランド推進課長 成 尾 雅 貴

出納局職員出席者

会計管理者兼出納局長 伊 藤 敏 明
首席審議員兼会計課長 福 島 裕

監査委員事務局職員出席者

局 長 牧 野 俊 彦
監査監 千 羽 一 樹

事務局職員出席者

議事課主幹 左 座 守
議事課課長補佐 小 夏 香

午前10時0分開議

○岩下栄一委員長 それでは、ただいまから第3回決算特別委員会を開会いたします。

本日は、午前に環境生活部の審査を行い、午後から商工観光労働部の審査を行うこととしております。

それでは、これより環境生活部の審査を行います。

まず、執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔にお願いいたします。

それでは、環境生活部長から決算概要の説明を行い、続いて担当課長から順次資料の説明をお願いいたします。

○谷崎環境生活部長 おはようございます。

委員長のほうからお許しをいただきましたので、着座のままで御説明をさせていただきます。

平成25年度決算の説明に先立ちまして、前年度の決算特別委員会において御指摘のありました施策推進上改善または検討を要する事

項等のうち、環境生活部関係の事項につきまして、その後の措置状況を御報告いたします。

まず、各部局共通事項でございますが、当部関係では2点ございます。

1点目は「未収金の解消については、未収金対策連絡会議における徴収ノウハウの共有化や各課独自の工夫等により着実な改善が図られつつあるが、歳入の確保及び公平性の観点から、さらに徹底した徴収に努めること。特に悪質な滞納者に対しては、十分な対策を講じ、厳正に対処すること。」という御指摘でございます。

当部の収入未済につきましては、水俣病保健課分で関西訴訟原告への療養費等支給事業に係る離島加算手当の過払い金がございますが、これは、平成22年度に債権者から分納誓約書を徴取して以降、毎月電話により本人の生活状況や納付可能額をお聞きした上で、計画的に納付をいただいているところでございます。

2点目は「職員の過失割合の高い交通事故が多数発生しており、職員の交通安全に対する意識の高揚を図るとともに、事故原因等に応じた効果的な交通事故防止対策に努めること。」という御指摘でございます。

交通安全及び交通違反の防止に係る取り組みに関しましては、職員の交通事故に対する意識の高揚を図るために、昨年度は、所属ごとに交通事故、交通違反に関する研修を行いました。

また、過失割合の高い事故を起こした所属では、交通事故防止等徹底のため、独自に交通安全に係る研修会を開催するとともに、交通安全10カ条を室内に掲示し、職員全員に配付するなど、交通事故防止の徹底に努めてまいりました。

今年度は、8月19日と9月3日、11日の3日間にわたり、部内全ての職員を対象としたコンプライアンス研修を実施いたしました

が、その中で交通事故、交通違反の防止に関する研修を行っております。

今後も、引き続き、職員一人一人の交通安全意識の向上や交通事故の未然防止に努めてまいります。

次に、部局ごとの御指摘でございますが、当部関係は2点ございます。

まず1点目の自然保護課所管分として「鳥獣保護費に不用額が生じているが、農林産物に対する鳥獣被害がふえているので、予算を有効に使い、より効果的な方策を講ずること。」という御指摘でございます。

鳥獣保護費の不用残については、主に市町村において執行します鳥獣被害対策補助金分になります。

これにつきましては、市町村に対して、補助制度の周知徹底を図るとともに、有効活用について指導を行いました。

また、年度途中において予算残が生じている被害対策費を予算が不足している被害対策に再配分するなどの措置を講じ、より有効、より効果的な予算執行に努めました。

次に、2点目の水俣病審査課所管分として「水俣病認定業務に係る検査機器が、貸付先の医療機関で廃棄され亡失しているので、貸付先の医療機関に対する指導を徹底するとともに、再発防止に努めること。」というものでございます。

これにつきましては、備品管理の基本を欠いてしまったことであり、心から反省をいたしております。本当に申しわけございませんでした。

貸付備品が廃棄された医療機関に対しまして、昨年度、当該医療機関で貸付備品の適正管理に関する指導文書を手渡し直接責任者に指導するとともに、貸付備品の管理状況を担当者立ち会いの上で確認し、所定の備品管理シールに加え、熊本県のシールを貼付しました。

また、今年度は6月18日までに全ての貸付

先を訪問し、貸付備品の管理状況を確認しております。

今後も、引き続き、貸付備品の適正な管理に努めてまいります。

続きまして、環境生活部の平成25年度決算概要について御説明を申し上げます。

当部の決算に関連します会計は、一般会計及び熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計の2会計でございます。

まず、これらの2会計を合わせた歳入の決算状況でございますが、委員会資料1ページをお開きいただきたいと思います。

収入済み額は187億6,500万円余で、調定額に対する収入率は99.9%、収入未済額は16万円余でございます。

次に、2会計を合わせた歳出の決算状況でございますが、予算現額275億2,600万円余に対しまして、支出済み額は266億1,100万円余で、不用額は5億700万円余となっております。なお、執行率は96.6%でございます。

不用額の主な内容は、水俣病総合対策事業において、療養費等の支給額が見込みを下回ったことによる不用額等でございます。

以上が平成25年度決算の概要でございますが、詳細につきましては、各課長が御説明いたしますので、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○岩下栄一委員長 ありがとうございます。

引き続き、各課長から説明をお願いいたします。

○正木環境政策課長 環境政策課でございます。着座にて御説明させていただきます。

まず、今年度の定期監査の結果ですが、環境生活部内全ての所属において指摘事項はありませんでしたので、筆頭課から一括して御報告いたします。

それでは、当課の説明に入らせていただきます。

説明資料の2ページをお願いいたします。

まず、一般会計の歳入ですが、こちらは県預金利子が3円ございますが、1,000円単位ですので、ゼロ千円となっております。

続きまして、一般会計の歳出です。

3ページをお願いいたします。

上段の一般管理費ですが、これは職員の時間外勤務手当でございます。

中段の公害対策費ですが、これは職員給与費などがございます。

下段の繰出金は、特別会計への繰出金ですが、これについては次のページ以降で御説明させていただきます。

では、4ページをお願いいたします。

ここからはチッソ県債に係る特別会計の決算でございます。

まず、この特別会計について大まかに御説明申し上げますと、これは、本県が過去にチッソに貸し付けるために借り入れた、いわゆるチッソ県債の償還に係る特別会計でございます。いろいろ複雑に書いておりますが、チッソへの金融支援は、基本的に国の資金を原資に県が直接的または間接的にチッソに貸し付けるというものでございます。国の閣議決定においても、国の施策として行われるものであるとされまして、また、万一不測の事態が発生した場合には、国において万全の措置を講ずるとされており、これに基づいて国の補助や交付税措置がなされているところでございます。

では、中身に入りますと、4ページですけれども、まず歳入について、全て不納欠損、収入未済はございません。

4ページの上段の公害防止事業費とあるのが、水俣湾の公害防止事業に係るチッソ負担金で9億5,000万円余でございます。

中段のチッソ貸付金とあるのが、水俣病認定患者に対する補償の支払いのため、チッソ

に貸し付けた貸付金の返済金で27億6,000万円余でございます。

これらは、いずれもチッソから可能な範囲で返済負担を求め、不足する額を国庫補助金で8割、全額交付税措置のある特別県債で2割というルールで財源に充当しておりますと、そのまま5ページを見ていただきますと、上から2段目の国庫支出金35億1,000万円余というのがあると思いますが、これがその8割の国庫補助金、そして一番下にチッソ特別貸付資金8億7,000万円余というのがあると思いますが、こちらがその交付税措置が100%あるその2割の特別県債でございます。

次に、6ページでございますが、申しわけありません、資料の訂正がございます。

お手元に配付の正誤表の最上段左側に6ページと記載してある箇所の備考欄に太字で記載しておりますとおり「国庫補助金相当額及び」という箇所を削って、県債償還の後ろに「元金及び」を加えさせていただきます。申しわけありません。

内容につきましては、水俣病特措法に伴う一時金支払いに関する県債の元利償還金についての一般会計繰入金3億5,000万円余でありまして、こちらについては全額交付税措置がなされております。

歳入は以上です。

引き続きまして、7ページからが歳出でございます。

全て翌年度繰越額はございません。

上段の水俣湾堆積汚泥処理事業費が、先ほど御説明した水俣湾の公害防止事業に係る県債の償還金計15億8,000万円余であり、下段のチッソ貸付金が、水俣病認定患者に対する補償のための県債の償還金計56億4,000万円余でございます。これらは、先ほど御説明したとおり、8割の国庫補助金と2割の交付税措置のある特別県債で手当てされているところでございます。

8ページをお願いいたします。

上段の水俣病問題解決支援財団出資費が、平成7年の一時金県債の元利償還金で計2億7,000万円余でございます。

下段の支援措置費が、先ほど述べた交付税つきの特別県債による貸付金8億7,000万円余でして、そのまま9ページをごらんいただきますと、上段がその特別県債の元利償還金計10億1,000万円余でございます。

9ページ下段の一時金支払関係支援費は、特措法に関する一時金県債の元利償還金3億5,000万円余でございます。

環境政策課は以上でございます。

○田中水俣病保健課長 水俣病保健課でございます。

説明資料の10ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、国庫支出金の不納欠損、収入未済はございません。

なお、国庫補助金につきまして、予算現額と収入済み額との差が1億円余でございます。これは、水俣病患者手帳をお持ちの方に医療費を支給いたします水俣病総合対策事業の実績が見込みを下回ったことなどにより補助金が減となったものでございます。

続きまして、11ページをお願いいたします。

最下段に記載をしております年度後返納の収入未済が16万1,000円でございます。これにつきましては、後ほど附属資料で御説明をいたします。

1ページ飛びまして、13ページのほうをお願い申し上げます。

申しわけございませんが、ここで資料の訂正がございます。右端の主要な施策成果のページでございますが、73ページからと記載をしておりますが、72ページに訂正をさせていただきますと思います。申しわけございません。

それでは、歳出でございます。

公害保健費の不用額が3億2,000万円余でございます。これは先ほど御説明をいたしましたとおり、医療費の実績が見込みを下回ったことなどによるものでございます。

公害保健費のうち5,850万円を繰り越しいたしておりますが、これにつきましても附属資料のほうで御説明をさせていただきます。

それでは、恐縮でございますが、別冊の決算特別委員会附属資料のほうをお願いいたします。

1ページでございます。

繰越事業でございます。

水俣病資料館整備事業につきまして、施設整備計画の検討に時間を要しましたことから5,850万円を繰り越しいたしました。なお、工事は今月竣工いたしております。

次に、5ページをお願い申し上げます。

収入未済でございます。

2の収入未済額の過去3カ年の推移の離島加算過払い金でございます。

平成16年の最高裁判決で勝訴された方に対しまして、治療促進受託事業として医療費などを支給いたしております。その中で、離島にお住まいの方が島の外の病院にかかれた場合に、1日当たり500円の離島加算を支給いたしております。返納義務者の方が島の中の病院にかかれた際にも離島加算を支給した結果、過払いが生じたものでございます。

この方は、ひとり暮らしの高齢者でございまして、生活に困窮されておられ、一括返納が非常に困難な状況でございます。このため、毎月少しずつ返納をいただいております。

今後も、未収金回収に精いっぱい努めてまいります。

以上、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○中山水俣病審査課長 水俣病審査課です。資料の14ページをお願いします。

歳入ですが、国庫支出金につきましては、不納欠損額、収入未済額とにもごさいませ

ん。
公害健康被害補償事業事務交付金におきまして、予算現額と収入済み額の差が545万円余でございます。

この交付金は、水俣病の検診や認定審査などの認定業務に要する経費として、国からその2分の1が交付されるものです。ことし1月下旬に国から最終内示があり、交付額が予算上の見込み額を上回る結果となったことによるものでございます。

次に、諸収入につきましては、不納欠損額、収入未済額はございません。

続きまして、15ページをお願いします。

歳出についてですが、一番下の段、公害保健費につきましては、2,905万円余の不用額となっております。

これは主に平成25年4月の水俣病認定訴訟における最高裁判決後、同判決が指摘した水俣病認定における総合的検討の具体化が環境省から示されない中、認定業務を行うことが厳しい状況にあり、そのため、経費の支出実績が見込みを下回ったことにより生じたものです。翌年度への繰越額はございません。

なお、正誤表にありますとおり、資料15ページの一番右側の主要な施策の成果のページのところで、75～79と数字がありますが、正しくは72～76ですので、訂正させていただきます。

水俣病審査課は以上です。

○佐藤環境立県推進課長 環境立県推進課の佐藤でございます。座ったまま失礼いたします。

説明資料の16ページをお願いします。

歳入でございますが、16ページから18ページにかけて記載しております全ての歳入において、不納欠損額、収入未済額はございません。

申しわけありませんが、16ページにお戻りください。

下から3段目の地域経済循環創造事業交付金につきましては、予算現額に対して780万円余の減額が生じておりますが、この交付金を活用して実施しました地域経済循環創造事業、これは地域の資源や資金を生かした先進的かつ持続可能な取り組みに助成をするものですが、この事業の執行残に伴うものでございます。

17ページをお願いします。

中ほどの環境保全基金繰入金につきましては、予算現額に対して4,670万円余の減額が生じておりますが、この基金を充当して実施しました市町村等再生可能エネルギー等導入推進事業、これは、国の交付金19億円を活用して、地域の防災拠点や避難所などにおける非常時の電源を確保するために、太陽光発電設備や蓄電池といった再生可能エネルギー等の導入を推進するものでございますが、この事業における市町村等での入札残等に伴うものでございます。

なお、この4,670万円余を含めまして、基金残額につきましては、追加配分するなどして、事業期間中さらなる有効活用を図ることとしております。

次に、19ページをお願いします。

歳出でございます。

まず、下段の計画調査費でございますが、主な事業といたしましては、企業局の工業用水道事業に対する一般会計からの貸付金や地下水保全条例に基づく許可制度等の円滑施行、公益財団法人くまもと地下水財団に対する支援、熊本の水の魅力を県内外に発信する水の国くまもとづくりの推進など、地下水保全のための事業を行うものでございます。

不用額1,690万円余は、主に工業用水道事業貸付金におきまして、企業局がこの貸付金を一部に充てて行った有明工業用水道の設備更新工事の入札残、その他経費節減による執

行残でございます。

20ページをお願いいたします。

公害対策費でございますが、主な事業といたしましては、くまもとらしいエコライフ普及促進事業や市町村等再生可能エネルギー等導入推進事業などの地球温暖化対策に関する事業、それから有明海、八代海再生に向けた啓発事業等、また、環境センター運営事業を中心とした環境教育に関する事業などを行うものでございます。

不用額の5,010万円余は、主に市町村等再生可能エネルギー等導入推進事業における市町村等での入札残、その他経費節減による執行残でございます。

なお、1億2,780万円余を翌年度に繰り越しておりますが、これにつきましては、後ほど附属資料で御説明いたします。

21ページをお願いします。

工業用水道事業会計繰出金でございますが、これは、企業局の工業用水道事業会計に係る企業債元利償還等に対して一般会計から支出する繰出金でございます。

最後に、繰越事業につきまして、別冊の附属資料のほうをごらんください。

2ページでございます。

市町村等再生可能エネルギー等導入推進事業でございますが、主に太陽光パネル等関連資材の納期おくれ等により翌年度に繰り越したものでございます。

なお、南阿蘇村及び天草市の進捗状況が0%となっておりますが、最新の情報ではいずれも工事発注まで至っており、年内完了をめどに進めていると聞いております。

説明は以上でございます。御審議よろしくをお願いいたします。

○川越環境保全課長 環境保全課でございます。

説明資料の22ページをお願いいたします。

まず、歳入に関する調べでございますが、

不納欠損額、収入未済額はございません。

歳入につきましては以上でございます。

次に、歳出について主なものを御説明いたします。

24ページをお願いいたします。

まず、衛生費のうち、公害対策費でございます。

主な事業といたしましては、石綿健康被害救済給付事業がございます。

これは、平成18年2月に制定された石綿による健康被害の救済に関する法律に基づき、石綿による健康被害を受けた方、またはその遺族に対し、救済給付を行うために、独立行政法人環境再生保全機構に設置された石綿健康被害救済基金へ本県負担金を拠出するものでございます。

予算額1億5,525万円余のうち、支出済み額が1億5,328万円余で、不用額が196万円余生じておりますが、これは経費節減による執行残でございます。

次に、公害規制費でございます。

主な事業といたしましては、大気汚染防止法に基づき、県内に36カ所の測定局を置いておりますが、光化学オキシダント、浮遊粒子状物質、窒素酸化物、硫黄酸化物等の大気汚染の常時監視を行っております大気汚染監視調査事業、原子力規制庁からの委託事業であります環境放射能水準調査、河川、海域及び地下水の水質環境監視事業がございます。

予算額1億6,386万円余のうち、支出済み額が1億5,239万円余で、不用額が1,146万円余生じておりますが、これは、大気汚染監視調査事業を初め、大気汚染監視測定機器の更新等の入札残等でございます。

次に、25ページの環境整備費でございます。

主な事業といたしましては、市町村の水道事業の認可や指導監督、個人の飲用井戸の衛生対策としての水質調査等を行います上水道費でございます。

不用額419万円につきましては、経費節減によるものでございます。

環境保全課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○三原自然保護課長 自然保護課の三原でございます。

資料の26ページをお願いいたします。

まず、歳入に関する調べでございますが、不納欠損額、収入未済額はございません。

3段目の狩猟関係手数料の調定額の減についてでございますが、狩猟免許試験の受験者数、狩猟免許の更新件数、狩猟者登録件数が当初の見込みを下回ったためでございます。

最下段の環境保全基金繰入金の調定額の減につきましては、生物多様性普及啓発ビデオの制作に当たって、入札により経費を節減したことによるものでございます。

次に、28ページをお願いいたします。

歳出に関する調べでございます。

まず、鳥獣保護費でございます。

有害鳥獣対策や鳥獣保護センター管理運営等に関する経費でございます。

不用額122万円余は、鳥獣保護区と指定公聴会の実施の必要がなかったこと、また、鳥獣保護区と標識整備事業の経費削減を行ったことによる執行残でございます。

次に、自然保護費でございます。

希少野性動植物の保護対策や生物多様性の普及啓発に要する経費でございます。

不用額382万円余は、職員の時間外手当の縮減や生物多様性普及啓発ビデオの制作に当たって、入札により経費を節減したこと等による執行残でございます。

次に、29ページをお願いいたします。

観光費でございますが、これは、自然公園施設の清掃管理や補修等に要する経費でございます。不用額75万円余は、入札や経費節減等に伴う執行残でございます。

次に、観光施設災害復旧費でございます。

これは、昨年落雷により阿蘇山上周辺と大観望の施設が被災したもので、その復旧に要する経費でございます。不用額1万円余は、執行残でございます。

災害復旧につきましては、一部を翌年度に繰り越しております。お手数ですが、附属資料で御説明いたします。

附属資料3ページをお願いいたします。

これは、財務局の査定が年度末になったため、396万円余を翌年度に繰り越したものでございます。工事につきましては、現時点終了しております。

以上、自然保護課でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○坂本廃棄物対策課長 廃棄物対策課でございます。

廃棄物対策課及び公共関与推進課の決算について御説明をさせていただきます。

まず、廃棄物対策課分からでございます。

お手元の説明資料の30ページをお願いいたします。

歳入でございますけれども、不納欠損額及び収入未済額はございません。

30ページの使用料及び手数料につきましては、予算現額と収入済み額との比較で296万円の差額がございますが、主な理由といたしましては、産業廃棄物処理業許可申請のうち、産業廃棄物の収集運搬業の許可申請につきまして、見込みより申請が少なかつたためでございます。

次に、32ページをお願いいたします。

歳出について主なものを御説明いたします。

環境整備費についてですが、これは当課が行っております廃棄物の適正処理や3Rの推進などの事務事業に要する費用でございます。1,580万円余の不用額が生じておりますが、主に経費節減や海岸漂着物対策推進事業における入札残及び年度末に災害が発生した

際の海岸漂着物対策に備えたため、947万円余の予算の執行残が生じたものでございます。

この海岸漂着物対策推進事業につきましては、国の100%補助による基金として管理し、本年度までの事業とされていることから、執行残分全額を12月補正予算で本年度予算に上乘せさせていただきたいというふうに考えております。

続きまして、公共関与推進課分の説明をさせていただきます。

お手元の説明資料の33ページをお開きいただきます。

収入に関しましては、不納欠損額及び収入未済額はございません。

諸収入につきましては、公共関与アクセス道路整備事業に係る南関町からの受託費収入でございますが、予算現額と収入済み額との比較で5,640万円余の差額が生じておりますが、事業を平成26年度に繰り越したことからでございます。これは後ほど附属資料にて御説明をさせていただきます。

次に、34ページをお願いいたします。

歳出について主なものを御説明いたします。

環境整備費につきましては、165万円余の不用額が生じておりますが、公共関与推進事業の執行残でございます。

2億1,740万円余の繰り越しにつきましては、附属資料にて御説明をさせていただきます。

引き続きまして、別冊の決算特別委員会附属資料の4ページをお願いいたします。

繰越事業につきましてはですが、まず、公共関与推進事業費につきましては、現在南関町に整備中の公共関与最終処分場の建設費に係るもので、基礎地盤の改良等に時間を要したことから、1億6,200万円を繰り越しております。この事業につきましては、8月末に竣工しております。

また、先ほど歳入の項で御説明いたしました公共関与アクセス道路整備事業につきましては、測量、設計費等に係る経費でございますが、ルート検討に時間を要したことから、5,540万円余を繰り越しております。

現在70%の進捗状況でございますが、今年末ごろに執行できる見込みでございます。

以上、よろしく御審議をお願いいたします。

○開田くらしの安全推進課長 くらしの安全推進課の開田でございます。

資料の35ページをお願いいたします。

歳入に関する調べでございますが、国庫支出金につきましては、不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、36ページをお願いいたします。

歳出に関する調べでございます。その主なものを御説明させていただきます。

最下段の諸費は、犯罪の起きにくいまちづくりの推進経費や犯罪被害者の支援に係る経費でございます。

不用額の147万円余は、印刷物が予定より安価で作成できたことのほか、通信に電子メールを利用したことなど経費節減に伴う執行残でございます。

次に、37ページをお願いいたします。

最下段の農業総務費は、食の安全、安心の確保に係る普及啓発、食品等の検査に係る経費でございます。

不用額の163万円余は、食品の検査案件が少なかったことのほか、講演会の開催を内閣府の機関と共同で行ったことに伴う執行残でございます。

くらしの安全推進課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○前野消費生活課長 消費生活課の前野でございます。

資料の38ページをお願いいたします。

歳入に関する調べでございます。

全ての歳入につきまして、不納欠損額、収入未済額はございません。

下から2段目の地方消費者行政活性化交付金でございますが、予算現額に対しまして1,250万円余の減額を生じております。これは国からの交付額が見込みを下回ったためでございます。

続きまして、39ページをお願いいたします。

1段目の消費者行政活性化基金繰入金でございますが、予算現額に対しまして1,070万円余の減額を生じております。

この繰入金は、消費者行政活性化基金を取り崩して一般会計に繰り入れるものでございます。減額を生じた主な理由につきましては、市町村の消費者行政強化のための補助金におきまして、市町村からの補助金申請額が見込みより少なかったためでございます。

次に、40ページをお願いいたします。

歳出に関する調べでございますが、2段目にあります消費者行政推進費につきまして不用額2,880万円余が生じております。

主な理由は、国からの地方消費者行政活性化交付金が見込みを下回ったことによる積立金の減によるものでございます。

消費生活課は以上でございます。御審議よろしくをお願いいたします。

○大谷男女参画・協働推進課長 男女参画・協働推進課の大谷でございます。よろしくをお願いいたします。

決算でございますけれども、資料の41ページから42ページをお願いいたします。

まず、41ページの歳入でございますが、不納欠損額、収入未済額はありません。

次に、42ページをお願いいたします。

歳出でございますが、主な事業は、男女共同参画事業、NPO支援事業、NPOのパレアの運営事業です。

社会福祉総務費のうち、不用額332万円につきましては、経費節減に伴う執行残でございます。

以上が男女参画・協働推進課分でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○中富人権同和政策課長 人権同和政策課長の中富でございます。

決算概要を御説明申し上げます。

説明資料の43ページからお願いいたします。

歳入でございますが、国庫支出金につきまして、不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、44ページをお願いいたします。

歳出でございます。

人権同和政策課では、各種の啓発事業を実施しておりますが、この中で総務費の諸費につきまして559万円余の不用額が生じております。これは主に広報啓発事業や研修人材育成事業におけます経費節減及び入札に伴います執行残でございます。

以上です。よろしくをお願いいたします。

○岩下栄一委員長 ありがとうございます。

以上で各課の説明が終わりました。

それでは、質疑に入りたいと思います。ここで質疑を受けたいと思いますが、質疑はありませんか——ございませんか。

○溝口幸治委員 自然保護課、三原課長。

去年指摘があっている鳥獣保護費ですね。ここに書いてあるとおり、市町村において協力してやりますということでしたけれども、具体的に今鳥獣保護——この話って、ずっとあるじゃないですか。やってもやっても予算つけてもなかなか大変という話がありますけれども、具体的に何か今年度の施策の中で、

この指摘も踏まえて、こういうところを改善したという何か具体例がありますか。

○三原自然保護課長 委員御指摘は、昨年度の鳥獣保護費に関して、市町村と連携をとってきちんとやるというふうなことについて、ことしどういうことをやってきているのかというふうな御質問かというふうに思っているところがございます。

昨年度御指摘の分につきましては、実は、昨年度まで実施しておりましたアライグマに関しての防除事業で執行残が残ったということでございます。

実は、アライグマにつきましては、今年度になりまして、ことし2月に荒尾市、それから、その後菊池市、この前小国町でアライグマあたりが見つかりました。24、25で実施しておりましたアライグマの調査事業で、福岡とか大分県がもともとアライグマが多数発生しております。そこのいわゆる県境の周辺自治体につきましては事業を実施していただいて、アライグマの捕獲用のおりを設置、購入していただいておりました。

現在、菊池、それから小国につきましては、アライグマの写真撮影をしたものですから、その後そういった機材を利用して、現在防除に努めていただいておりますというところでございます。

イノシシとか鹿につきましては、皆さん非常に危機感を持たれて一生懸命取り組んでいらっしゃるという部分がありますので、それはそれで成り立っていったらいいんですが、それ以外のすき間部分と申しますか、意外なところというところが意外に抜けておりますので、そこら辺につきましては、今市町村と一当然市町村も危機感を持っておりますし、私どもも、その普及啓発を図りながら今年度一生懸命やっているというところが、今年度の特異な取り組みと言えるのじゃないかというふうに思っております。

○溝口幸治委員 これは、アライグマの話だった……。

○三原自然保護課長 余った経費の主なものはですね。

○溝口幸治委員 アライグマの対策ということですね。わかりました。

○岩下栄一委員長 ほかにありませんか。

○内野幸喜委員 部長の説明の中でちょっとわからないところがあったんですけども、水俣病審査課ですね。

貸付備品が廃棄された医療機関に対してはいろいろな書いてあります。指導文書を手渡し、直接責任者に指導するとともに、シールを張りつけましたと。廃棄されたものというのは、結局どうなっているんですか。

○中山水俣病審査課長 水俣病審査課でございます。

今御質問の医療機器の亡失につきまして、昨年のこの委員会でも御報告させていただきましたが、水俣病の認定検診は公的な医療機関に委託をするという形で行っております。その場合、病院ですから検査に必要な機器はあるのもあるんですけども、中には、水俣病の認定ということで、機器をこちらから、県から貸し付けて当該受託機関で検査をするということを従前からいたしております。十数点貸し付けておったんですけども、その中で、古い機械につきましては、病院が建てかわったり、あるいは、病院自体の機器の更新に際して、我々が貸し付けていた機器が3点亡失をしていたということでございます。

これにつきましては、部長からお話ございましたが、毎年検査をするとか、あるいは熊本県というシールをきっちり張って管理を

しておればよかったんですが、大変申しわけないことに途中で亡失をしていたということでございます。

○内野幸喜委員 要するに、指導すると、これからですね。その廃棄された検査機器というものに対する何か弁償とかそういったものはどうなっている……。

○中山水俣病審査課長 水俣病審査課です。

御指摘の廃棄された機器につきましては、残存価格が計算上十数万程度それぞれの程度であったということと、それを仮に亡失ではなくて、もう耐用年数も過ぎておりましたので、それを処分するとなれば、その残存価格を上回るような経費が必要になることと、それから貸付先につきましても、悪意でどこかに売ってしまって自分の収入にしたとかということでもないということで、損害賠償につきましては請求をしないということにいたしました。

○内野幸喜委員 私の理解としては、その機器も古くて実際の価値もそこまでないと、廃棄費用等を含めるといってこいと、そういうことでいいんですかね。

○中山水俣病審査課長 いろいろ総合的に考えた結果、損害賠償は請求しないということと、ただし、これからそういうことがないように、もう既に25年度から行っていますが、現認確認といいますか、現地に職員が行って確認をする、それから熊本県の備品であること、本来の医療機関の備品とは別であることを明示するようなシールを張るということで、昨年度から対策は講じさせていただいていますし、26年度につきましても、そのような対応をさせていただいております。

○岩下栄一委員長 よろしいですか。ほかに

ありませんか。

○堤泰宏委員 素朴な質問で環境政策課にお尋ねします。

チッソ株式会社に対する貸し付けに係る県債償還等特別会計で、これはチッソに貸し付けてあるお金が幾らなのか、ちょっと私たち素人じゃわからぬとですよ。非常に項目を分けて貸してありますが、これは大体こんなに分けないかぬとですか。一本にまとめて、チッソに今幾ら貸して、残がどしこあって、県が利子負担をどれだけして、その利子も国が補填しよるとか、そういう説明でないと、これはちょっと我々が見てもわからぬすな。

○正木環境政策課長 環境政策課でございます。

まず、県がチッソに貸し付けている総額ですけれども、これは現在2,268億円余でございます。

済みません。申しわけありません。複数いろいろあって複雑でわかりにくいという御指摘でございましたけれども、チッソによる補償あるいは救済については、これまでも1パターンではなくていろいろな方法がとられてきて、まずは公健法による補償、そして平成7年度の政治解決における一時金支払い、また平成22年の特措法における一時金支払い等、それぞれで財政支援が行われてきて、またそれぞれについてスキームが異なっているものですから、申しわけありませんが、こういう形で分けさせていただいているところでございます。

○堤泰宏委員 その原因で分けておられるというのは今わかったですけれども、なら、ここに何かそうわかるように書いてもろたがいいですね。これは見ても全然わからぬすもんな。2,200億の利子はどれぐらい払い

よるですかね。

○正木環境政策課長 今後チッソから払われる予定の元金は、利子については275億円余が今後チッソから払われる見込みでございます。

○堤泰宏委員 いやいや、県が払っとる利子もあるでしょうが。県の財源は無利子ですか。どっから借ってきとっとじゃろ。

○正木環境政策課長 それぞれ説明させていただきますと、特別会計のほうの7ページをごらんいただきますと、まず、一番上のヘドロ立替債の利子償還については、ここにありますとおり2億4,000万円余、そして患者県債につきましても、その下にありますとおり7億6,000万円余、そして8ページをごらんいただきますと、一番上で平成7年の一時金ですが、これにつきましては利子は8,000万円余、そして9ページをごらんいただきますと、上段のほうですが、特別県債のもので、利子として1億7,000万円余、そして一番下の特措法に関する一時金県債ということで、利子として1億6,000万円余、それぞれ支払っているところでございます。

○堤泰宏委員 県も利子を払とるわけでしょうが。ということは、どっからか金を借りてきとるというわけたいな。

○正木環境政策課長 冒頭で申しましたとおり、このチッソに対する支援につきましては、国のほうで、閣議決定で国の施策として行われるものであると。そしてまた県財政にはいささかの負担を生じさせないということで、交付税措置あるいは国庫補助金による措置がなされておりまして、これらの利子それぞれについて財政措置がなされているところでございます。

○堤泰宏委員 それはもう最初の説明であったですね、交付金で利子補填するて。県は利子はどこに払いよっとですか。

○正木環境政策課長 利子は国からの借り入れです。国の政府基金資金から借り入れておりますので、そちらに支払っております。

○堤泰宏委員 なら、国から金借りて、国に利子払うて、交付金でまた利子をもろうというようなシステムになっちゃうわけですね。これはどうもわからぬ。

○正木環境政策課長 大まかにそのとおりでございます。

○堤泰宏委員 なら、えらい難しかこつばせぬで、国が直接チッソに貸すごつ、もう大抵のころにはせぬと、これは時間がぎゃん長うして事務費だけでちゃ大変ですよ。熊本県の事務費ば国からもらわんといかぬたいな。そして、危険負担があるでしょう、万が一のときですね。それは国も万全じゃないけん。それは、あたたちは県民に対して責任があるわけですよ。国は1,280兆か、今借銭がな。国に万が一のことがあったときは国からもらわれぬですよ。だけん、えらい難しかこつは私はせんがいいと思うですね。これは私の所感ですよ。答えは難しかと思う。

○正木環境政策課長 このチッソへの財政支援につきましては、制度当初から、委員のおっしゃるとおり、国が直接チッソに支援すべきじゃないかということで、この県議会でもかなり議論が行われたというふうに聞いております。

ただ、そのときの話であったのが、国の財政補助を直接そういう貸し付けることが難しいということでしたので、国のほうで、もう

100%——もし何か万が一のことがあれば、国のほうで、県財政に負担を生じさせないということで閣議決定して確約をしたということで、県としてもそれを受け入れたということです。おっしゃるとおり、もし県が負担が生じるということは決してあってはならないと思いますので、それは繰り返し当初の経緯から含めて、国に対して、またチッソに対しても言っていく必要があるかなと思っております。

○堤泰宏委員 もういっちょ、最後ですよ。

その説明がいつもそぎゃんだもん。国の法律とか決まりて、これは国会で決めればよかつたん。簡単ですよ。こういう何とか自衛権とか、何とかば8ば10%にするとか、そら非常に国民の動向ば見らなんですけれども、今おたくが言うたようなやつは国民の意見もなんも聞かんでよかもん。もう内部立法だもん、これは。僕はそぎゃん思うですね。頑張ってくださいよ。

○岩下栄一委員長 この問題には随分長い歴史がありまして、チッソに不測の事態が生じた場合に、県がその負担をかぶるのかどうかというのはずっと議論が何年も続いて、国の閣議了解事項というのが最初出て、了解事項は当てにならぬと、閣議決定までとるべきだというのが県議会のちょうちょうはっしの議論だったんですよ。

で、御承知のとおり、平成7年、閣議決定が出て、国が最終的に面倒を見るというのが出た後のこの経過ですけれども、仕組みは非常に複雑だと思います。思いますけれども、熊本県への負担がないようにということで、こういうふうになっていると思います。

ほかにありませんか。

○田代国広副委員長 狩猟関係の免許の件ですけれども、当初よりも見込みが少なかった

ということですが、最近の登録の年々の推移ですね。こういった形で高齢者の関係はこういった形になってきてはおりやしないかと思うんですけども、数年のこういった推移は、こういった形で続いてきてるわけですか。

○三原自然保護課長 登録者数につきましては、平成25年度が約3,900人でございます。大分翻ってみますと、昭和45年ぐらいは1万4,000人ぐら이가登録されとったのから比較しますと、相当減ってきているというのが今現状でございます。ただ、やっぱりその中で登録される方の約8割近くが60歳以上というふうなことで、やっぱり年齢的にやめていかれる方が多いというふうな形です。

そこで、私どもとしては、やっぱり新たな狩猟者といいますか、新たに免許を取っていただくというふうな取り組みを今一生懸命やっております。以前は年に2回ほどの狩猟免許も今は年に6回ほど狩猟免許を実施しまして、新たな狩猟者をふやしておると、ふやそうということで一生懸命取り組んでおるところです。

以前、緒方委員のほうからいろいろ質問も受けて、狩猟者をまずふやさないかぬのじゃないかというふうなことで狩猟免許の機会をふやし、今現在、年間新しい狩猟者が250名程度ずつはふえてきておるところでございますが、ここの表にお示ししておりますとおりに、登録者数が、やっぱり相当年齢的なもので200名の新しい人がおってもそれ以上の方がもう狩猟をやめていくということで、減ってきておるとというのが今実際でございます。

しかしながら、私どもとしましては、その狩猟者を少しでもふやすための免許を受験する機会をふやすとともに、今年度は、いわゆる免許を取得された方のやっぱりレベルを高くしてもらうために、五木村におきまして、

1泊2日の講習会といいますか、そういったものをして、スキルアップを図るような取り組みも環境省と連携して今現在行っているというところでございます。

○田代国広副委員長 じゃあ、ここの4,984件というのは、4,984人じゃないわけですね。

○三原自然保護課長 ここにあります数字、当初が5,290件、それから実績が4,984件というふうに入れておりますが、これは手数料を計算するためにここの件数にカウントされております。この中には、狩猟免許の試験ですとか、あるいは登録をする際の手数料ですとか、あるいは鳥獣の使用許可、小鳥の使用許可の登録件数とかというのを入れてこの件数を出しておるものですから、申しわけございません、私が言った件数とちょっと違っているのはそういったことでございます。

ですので、狩猟免許を受ける方の手数料、それから登録を受ける方の手数料、いわゆるダブルカウントになっている部分もございしますので、先ほど登録で3,900と申し上げましたけれども、実質、ここの中に出ている数字はそれ以上の数が出ているということでございます。

○岩下栄一委員長 ほかにありませんか。

○溝口幸治委員 19ページの環境立県推進課。

地下水保全条例関係でいろいろな取り組みをなされておりますが、条例ができて何かこういうところがよくなったなど、取り組みも含めて、いろいろな取り組みをやられて、こういうふうなことで県民の意識が変わって新たないい面が出てきたものがあれば教えてほしいのと、逆に、そういうのがありながら課題がいろいろ出てきてくれば、その課題、そ

して、その課題解決に向けて今後どういう取り組みをやっていくのかと。

というのが、豊富な地下水を守っていくというのは、ある意味熊本では皆さん方のお仕事第一義的ですけども、観光面だとか地域振興面でも非常に脚光を浴びてこれからしっかり熊本県で取り組んでいくべき課題だと思いますので、そのあたりのよくなった面と課題と、そして、今後それを解決するためにどう取り組むのか、その辺を教えていただきたい。

○佐藤環境立県推進課長 環境立県推進課でございます。

まず、24年に改正をいたしました、一番大きなポイントとしましては、それまで届け出制でございましたものを許可制にした、ある一定以上の大きさの井戸については許可制にしたというところがポイントでございます。

課題といたしましては、許可制にしたことによって、その後は毎年採取量の報告をいただくわけですけども、許可の経過措置期間を3年間設けておまして、それが27年の9月末までに許可をもらうようになっております。その対象が1,000件超ございまして、今鋭意許可の申請の督促を進めているところでございますが、あと1年ですか、それに向けて100%許可申請をしてもらうように努めているところでございます。

確かに、おっしゃったとおり、熊本県につきましても、生活用水の8割を地下水、特に熊本地域につきましても100%地下水で補っておりますので、改正条例に基づきまして、許可が100%出るように努めていきたいと思っております。

○溝口幸治委員 督促を出して何かトラブルとか、督促をもらって初めて気づくという人もひょっとしたらいるのかもしれませんが、

その辺の解決策というか、督促を出して、あとサポートしないと、うまく27年まで解決しないというふうに思うんですが、そのあたりの取り組みについても教えていただけますか。

○佐藤環境立県推進課長 まず、24年度改正後、説明会等を開きまして周知には努めたところでございますが、なかなか申請の状況が進みませんので、今年度からは専門の職員を2名配置いたしまして、具体的には、それぞれ許可申請の対象となっているところには個別訪問をして、複雑な申請の内容になっておりますので、その場で説明をするなどして進むように努めております。

○岩下栄一委員長 溝口委員、いいですか。

○溝口幸治委員 いいです。

○岩下栄一委員長 ほかにございませんか。

○平野みどり委員 廃棄物対策課にお尋ねします。

32ページですね。ごみゼロ推進県民会議というのが、これは一廃も産廃もということなんでしょうか。

熊本市に私住んでおりますけれども、一廃は市町村ですけれども、熊本市が分別、プラごみも含めて、有料化もしながら分別をかなりやってきているので、そこら辺が県全体の一廃のごみの状況について改善がどの程度見られるのかということをお尋ねします。

○坂本廃棄物対策課長 先生も御承知のことだと思いますけれども、一般廃棄物で県民1人当たり1日に出す量というのが日本一少ない県ということに熊本県はなっております。23年度、24年度と引き続いて2年間日本一を今キープしております。

23年度の要因としましては、先生が今おっしゃったような状況があるかと思えます。熊本市の分別が進んでいるということと、有料化が進んだことによって沖縄県を抜いて熊本がトップに躍り出たというような状況かと思えますので、かなり効果は出ているのではないかなというふうに思います。

○平野みどり委員 その中でもやっぱり気になるのは、一廃のごみの中でも燃やすごみの中に水分がかなり入っているという部分ですね。それをどうにかすればもっと改善されるのかなと思うんですけれども、そこら辺の課題はどんなふうに。

○坂本廃棄物対策課長 先生おっしゃるとおりだと思います。水が多くなると炉にも負担をかけますし、その維持補修費もかなり高額になります。その関係で水をできるだけ切っけて出してもらうことが一番ベストかなと思っております。

今、熊本市でも、水をできるだけ切っけて出してくださいということを広報展開されております。それとあわせて、八代市はひと絞り運動というのをやっております。そうすることによって水を減らすという努力をされているというのが1点でございます。

それと、もう一つの認識としまして、今年度のごみゼロ推進会議を、10月1日の日に県民会議を開かせていただいておりますが、私どもとしましては、食品廃棄物をできるだけ減らしたいというようなことで今考えております。

皆様方が――宴会等、パーティーとかでは、よく食品の残渣がかなり出ます。皆さんが回られるうちに食べ物に手をつけない状況があつて、そのままごみに出るというような状況がありますので、その辺をなくすことだけでもかなりごみの量は減ってまいりますので、県議会のほうでもできるだけその辺につ

いて御協力いただきますようお願いいたします。

○平野みどり委員 ありがとうございます。食べ過ぎるのも困るという話もあります。

熊本県は、産廃のほうですよね、産業廃棄物のほう、これには取り組んで、公共関与でも施設をつくるということでやるわけですが、今産業廃棄物関係の推移というか、それをまず簡単に教えていただけますか。

○坂本廃棄物対策課長 産業廃棄物の推移というのは、最終処分場を見たほうがいいかなと思っておりますが、焼却したり分別して分別の残渣等を埋め立てるという形になりますけれども、5年ぐらい前からしますと、大体3分の2程度に減少しております。最近景気が若干上向きになっておりますので、産廃が若干ふえてはおりますけれども、大きな趨勢としてはリサイクル等が進んでおりまして、全体的には減ってきているというような状況がございます。

○平野みどり委員 私も最近環境関係の委員会に出てないので、今いろいろお尋ねして、皆さん御承知のことかと思うんですけども、よく家電関係回収しますとトラックで来ますよね。あれの行き先はどうなっているんですか。私たちは、家電関係は出すときは有料でということで、券を買いますよね。それが正当な出し方だと思うんですけども、今そこら辺の状況はどうなっているんでしょうか。

○坂本廃棄物対策課長 先生がおっしゃるように、家電リサイクル法に基づいて処理するのが一般的なやり方なんですけど、無料回収車ということでよく回ってこられますけれども、あれはいろんなところに有用なものだけを集めて、そして中国とかに出しているケー

スがままあります。これは違法すれすれのことをやっておりますので、今関係事務所のほうと連携いたしまして、指導とかいろんな形の努力をしているところでございます。

○平野みどり委員 じゃあ、一般的にはああいうのには出さずに、きちんと有料のリサイクルという形でしかるべき方法で出してくださいということですね。

○坂本廃棄物対策課長 そのとおりでございます。

○内野幸喜委員 最近少し少なくなってきたんですけども、よく空き地なんかには家電製品受け取りますと、昔のブラウン管テレビとか結構置いてありますね。これは産廃業界の人とかともよく話すんですけども、取り締まれないんですよね、現状では。

ただ、例えば雨が降ったときとか、あそこを通した雨水が地下に浸透する可能性だってあるわけですね。そういう観点からの取り締まりというのはできないのかなといつも思うので、その点はどうなんですか。

○坂本廃棄物対策課長 廃棄物の定義が、要らないものが廃棄物なんですね。ただ、それが有用物としてリサイクルしてますという形のを廃棄物として捉えられませんので、そこまで取り締まる場所が今の法律上はなかなか厳しいということになります。

○内野幸喜委員 だから、有害物質がひょっとしたら雨とかと一緒に地下に浸透するかもしれない。だから、例えばその近くが地下水に依存している地域であれば、地下水が汚染される可能性もあると。そういう観点からはどうなのかなと。

○坂本廃棄物対策課長 明白なそういう危機

的な状況があれば、それは環境保全課と一緒に立ち入ることは十分可能だというふうに考えております。ただ、今法律上で、先ほど御説明しましたように、そのままの形ではなかなか厳しいというところかなど。

ただ、その問題意識は先ほどから持っておりますので、例えば外国に輸出する部分については国のほうの所管事務になりますので、環境事務所と連携をしてどのような形でできるのか、それと市町村との連携をやりながらやるとか、それともう一つは、先生が先ほど言われましたようなそういうところについては、どういうところにどれだけ量存在するかというのは、保健所を通しまして、私どもも調査をずっと随時毎年2度ほどやっております。最近はかなり減りつつある傾向に出てきているというふうに思います。

○内野幸喜委員 ちょっともう1点いいですか。済みません。

男女参画・協働推進課ですけれども、財産貸付収入で地下駐車場の貸付料3,135万ですか。済みません、どれぐらい駐車スペースであるんですかね。

○大谷男女参画・協働推進課長 駐車場につきましては、パレアがございます鶴屋の地下3階に駐車場を持っています。台数が95台分ございます。

○内野幸喜委員 これはもう当初からこの金額ですか。もう最初からずっと……。

○大谷男女参画・協働推進課長 当初から、要するに14年に再開発が終わっていますけれども、その段階で県が駐車場は引き取っておりますので、その状態のままです。

○内野幸喜委員 これから、維持管理費とか維持補修とかそういった分が出てきたとき

に、この金額からそっちに入れていくような形になるんですか。このお金から、財政収入のほうから。

○大谷男女参画・協働推進課長 財産収入は、財政収入として、県の財政に入りますけれども、実際御心配のとおり若干駐車場の相場が下がっておりますので、鶴屋のほうからは値下げの交渉は若干ございます。

○内野幸喜委員 維持補修はこっちが負担ですね。

○大谷男女参画・協働推進課長 通常の借家ではございませんので、一般の不動産貸借なので、鶴屋のほうに修繕費は原則的に持っていただくということで、今契約はなっております。

○岩下栄一委員長 いろいろと御意見が出ましたけれども、ほかに質疑がなければ、そろそろ終了しますが、よろこびますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○岩下栄一委員長 それでは、質疑がございませんようですから、これで環境生活部の審査を終了し、休憩します。

お疲れさまでした。

なお、委員各位に申し上げますが、午後1時から再開をしまして、商工観光労働部の審査を行いますので、よろしくお願ひいたします。

午前11時9分休憩

午後0時59分開議

○岩下栄一委員長 それでは、午前中に引き続いて委員会を再開いたします。

それでは、これより商工観光労働部の審査を行います。

まず、執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔にお願いいたします。

それでは、商工観光労働部長から総括説明を行い、続いて担当課長から順次説明をお願いいたします。

○真崎商工観光労働部長 それでは、私のほうから概要説明を申し上げたいと思います。

平成25年度決算の御説明に先立ちまして、前年度の決算特別委員会において、御指摘のありました施策推進上改善または検討を要する事項等のうち、商工観光労働部関係につきまして、その後の措置状況を御報告いたします。

前年度の決算特別委員会では、各部局共通事項として、委員長報告第4の1にありますとおり「未収金の解消については、未収金対策連絡会議における徴収ノウハウの共有化や各課独自の工夫等により着実な改善が図られつつあるが、歳入の確保及び公平性の観点から、さらに徹底した徴収に努めること。特に、悪質な滞納者に対しては、十分な対策を講じ、厳正に対処すること。」との御指摘をいただいております。

当部の未収金につきましては、中小企業従業員住宅使用料未収金、在宅勤務型ビジネスモデル事業などに係る未収金、また、特別会計において、中小企業振興資金特別会計未収金がございます。

未収金については、未収金対策連絡会議で決定された未収金対策強化に向けた平成26年度の取り組み方針等に基づき、債務者及び連帯保証人に対する督促や法的措置等を実施し、計画的かつ適正な回収に向け、引き続き努めているところでございます。

また、その一方で、債務者及び連帯保証人の破産や無資力等により、努力を尽くしてもなお回収困難な案件につきましては、連帯保証人等の状況を精査し、関係規程とも照らし

合わせた上で、債権放棄等による整理についても検討してまいります。

商工観光労働部の指摘事項としまして、委員長報告第4の10にありますとおり「中小企業振興資金については、多額の未収金発生の問題もあり、貸付額が減少している今の時期に、県のリスク負担の少ない制度の活用等を含めて将来的なあり方を検討すること。」との御指摘をいただいております。

御指摘の趣旨を踏まえ、所管課へは、中小企業振興資金の見直しに向けて、制度融資の活用等について検討するように指示しております。

今後、必要に応じて関係機関との調整や予算措置の検討を行い、中小企業振興資金を補完する新たな制度融資を構築し、中小企業者の設備投資等を支援してまいりたいと考えております。

次に、委員長報告第4の11にありますとおり「若年無業者、いわゆる「ニート」対策は重要な課題であるが、仕事に就くための本人の意識改革に向けて、教育委員会とも連携し、さらにそのサポートに努めること。」との御指摘をいただいておりますので、御説明させていただきます。

ニート対策につきましては、勤労観・職業観の醸成やコミュニケーション能力等、社会生活の基礎的な能力の向上が重要であります。

また、産業・労働界と行政が連携して、教育界が行う幼少期からのキャリア教育を一層支援していくとともに、保護者の理解、地域で若者を育てる機運の醸成等が必要であると考えております。

県では、県内3カ所に地域若者サポートステーションを設けて、ボランティア体験や就労体験の機会を提供し、また、専門の相談員によるカウンセリング、家族向けセミナーの開催など、一人一人の状況に応じた支援を行っております。

サポートステーションの利用者や進路決定者の数は着実に増加しており、地域の教育関係機関との連携も図りながら、引き続き若年無業者の社会参加を支援してまいります。

委員長報告第4の12にありますとおり「工業団地について、管理費用等がかかっているが、地域経済活性化に向けて、今後とも地元市町村等とも連携し、残地の解消に努めること」との御指摘をいただいておりますので、御説明させていただきます。

残地の解消を積極的に図るため、昨年度より食品関連企業への投資要件緩和や物流施設への補助制度の新設等、企業立地促進補助金の改正を行い、企業ニーズを踏まえた誘致を進めることとしました。

あわせて、未分譲地がある八代外港工業団地等に事業用定期借地権による貸付制度を導入し、企業が立地しやすい環境づくりにも努めております。

また、市町村企業誘致担当者向け研修会の開催など、市町村と情報共有を図りながら連携を深め、誘致活動を展開しているところでございます。

今後とも、改正した補助制度や貸付制度等をPRしていくことにより、積極的に残地の解消に努めてまいります。

続きまして、当部の平成25年度決算の概要につきまして、お手元の決算特別委員会説明資料で御説明申し上げます。

1 ページの平成25年度歳入歳出決算総括表をお開き願います。

一般会計の歳入は、収入済み額が268億6,187万円余で、収入未済額は3,461万円余でございます。これは主に中小企業従業員住宅使用料の未納に係るものでございます。

歳出の支出済み額は346億1,208万円余、翌年度繰越額が8,994万円余で、不用額は10億3,531万円余となっております。翌年度繰越額につきましては、主なものとして、次世代モビリティ普及促進事業における急速充電器

及び普通充電器の設置に際し、用地交渉が難航したため発生したものでございます。

不用額につきましては、大きなものとしまして、緊急雇用創出基金を活用した雇用創出事業におきまして、事業費が計画を下回ったことにより発生した執行残や、企業立地促進資金融資事業で見込んでおりました新規貸し付けが事業計画の変更等により申し込みがなかったことにより発生したものでございます。

次に、特別会計の歳入は、収入済み額が47億505万円余、収入未済額は30億7,374万円余でございます。これは、先ほど御説明申し上げました中小企業振興資金特別会計貸付金の未収金に係るものでございます。歳出では、支出済み額が26億1,697万円余、不用額は1億3,695万円余となっております。

以上、当部の平成25年度歳入歳出決算の概要を申し上げますが、詳細につきましては、各課長から説明させますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○岩下栄一委員長 ありがとうございます。

それでは、引き続き各課長から説明をお願いいたします。

○高口商工政策課長 商工政策課高口でございます。

まず、当課では定期監査における指摘事項はございません。

それでは、決算につきまして、お手元の決算特別委員会説明資料で御説明をさせていただきます。

2 ページをお願いいたします。

一般会計の収入でございます。

財産収入及び諸収入がありますが、いずれも不納欠損額、収入未済額はございません。

3 ページをお願いいたします。

一般会計の歳出でございます。

不用額の大きいものについて御説明いたします。

商業総務費につきまして309万円余、それから福岡事務所費で100万円余の不用額が生じておりますが、いずれも主に事務費の経費節減に伴う執行残でございます。

以上、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○伊藤商工振興金融課長 商工振興金融課伊藤でございます。

まず、定期監査における公表事項はございません。

次に、平成25年度商工振興金融課の決算状況につきまして、主なものを説明させていただきます。

説明資料の4ページをお願いいたします。

一般会計の歳入に関する調べでございます。

国庫支出金、繰入金及び諸収入でございますが、不納欠損額、収入未済額はいずれもございません。

続きまして、5ページをお願いいたします。

5ページから7ページまでが一般会計の歳出に関する調べでございます。

商工費のうち、不用額の大きなものは、5ページ下の段の中小企業振興費でございますが、1,909万円余の不用額が生じております。

主なものとしましては、運輸事業振興助成費補助や商工会商工会議所・商工会連合会補助、次のページの6ページの中段にあります設備貸与事業円滑化補助金などの補助金の執行残でございます。

7ページの中小企業指導費につきまして212万円余の不用額が生じております。

これは、高度化事業の新規申し込みがなかったことや事務費の縮減に伴う執行残でございます。

次に、8ページをお願いいたします。

中小企業振興資金特別会計でございます。

歳入に関する調べでございますが、繰入金及び繰越金につきましては、不納欠損額、収入済み額ともございません。

なお、繰越金において、予算現額と収入済み額に15億5,912万円余の差額が生じておりますが、これは、会計ルール上、予算現額は歳出予算額に見合う額とし、繰越金の一部を計上し、歳入済み額には繰越金全額を計上していることによるものでございます。

次に、諸収入でございますが、中小企業振興資金貸付金償還元金、利子及び延滞違約金を合わせまして30億7,374万円余の収入未済額が生じております。

収入未済額につきましては、附属資料で説明をさせていただきます。

附属資料2ページをお願いいたします。

まず、1の平成25年度歳入決算の状況について御説明をいたします。

収入未済額内訳でございますが、収入未済額の欄にありますように、元金が28億6,988万円、利子が3,332万円余、延滞違約金が1億7,054万円余で、総額で30億7,374万円余となっております。

次に、2の収入未済額の過去3年間の推移について御説明いたします。

平成23年度の収入未済額は、合計欄にありますように、過年度分と現年度分合計しまして31億9,087万円余でございます。

平成24年度の収入未済額は、平成23年度の未収金合計31億9,087万円余から24年度中に6,218万円余を回収しましたので、それを差し引きました31億2,868万円余となっております。なお、現年度の未収金は発生していません。

平成25年度の収入未済額でございますが、平成24年度の未収金総額31億2,868万円余に対して、平成25年度中に5,494万円余を回収しましたので、それを差し引きました30億7,

374万円余となっております。なお、平成24年度と同じく現年度の未収金は発生しておりません。

次に、3、平成25年度収入未済額の状況について御説明をいたします。

収入未済が生じております21貸付先のうち、分納中の貸付先は、合計欄にありますように11貸付先、債権額20億5,715万円余となっております。

次に、法的措置を実施した貸付先でございますが、4貸付先、債権額6億3,124万円余となっております。そのうち、1貸付先は資産を隠蔽する詐害行為が認められたため、不動産処分禁止の仮処分を実施しております。また、残りの3貸付先につきましては、家賃、給与、預金の差し押さえを実施しました。そのうち、1貸付先につきましては、担保物件の競売申し立てを行い、4,802万円余を回収しております。生活困窮状態にあります貸付先は、6貸付先、3億8,534万円余でございます。

次に、3ページをお願いいたします。

4の平成25年度の未収金対策について御説明をいたします。

年度当初におきまして、未収金対策基本方針及び貸付先別の処分方針を策定し、毎月未収金回収検討会を開催し、交渉方法等を確認して回収を実施しました。平成25年度中には139回の訪問などを実施しまして、313万円余を回収しております。

また、④にございますように、弁護士に参加をいただき、法的措置等の検討を実施し、個別案件につきましても、必要に応じて弁護士への法律相談を行いました。

法的措置としましては、先ほど申し上げたとおりでございますが、現在新たに抵当物件の処分のための手続を1貸付先について進めております。また、債権回収会社に2貸付先の財産の調査、回収業務等を委託し、資産状況の調査等を行っております。

なお、平成26年度においても同様に未収金対策を進めておりまして、9月末までに443万円余を回収しております。

未収金につきましては、正常先に対する経営状況の把握等を行い、発生を未然に防ぐとともに、回収につきましては、引き続き継続的に粘り強く回収に取り組んでまいりたいと考えております。また、努力を尽くしてもなお回収が困難と判断される案件につきましては、債権放棄による整理も視野に入れ対策を行っていきたくと考えております。

それでは、説明資料にお戻りいただきます。

説明資料の9ページをお願いいたします。

特別会計におけます歳出に関する調べでございます。

商工費の中小企業振興資金助成費で2,420万円余の不用額が生じておりますが、これは設備貸与資金貸付金の貸し付けが発生しなかったことなどによるものでございます。

商工振興金融課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○松岡労働雇用課長 労働雇用課でございます。よろしくお願いいたします。

まず、本年度の定期監査における公表事項はございません。

それでは、説明資料の10ページ、一般会計の歳入に関する調べをお願いいたします。

まず、収入未済の欄でございますが、1段目の中小企業従業員住宅使用料で830万円余、これに関連して、11ページ下の2段目になります。家屋貸付料で233万円余、12ページをお願いいたします。一番下の欄にあります延滞金、こちらで2,269万円余、それと13ページの2段目に損害弁償金で25万円余の4つの収入未済額が生じております。

詳細につきましては、附属資料のほうでまとめて説明させていただきます。

恐れ入ります。附属資料の4ページをお願い

いたします。

4ページ1の表にある4つの収入未済額につきましては、全て中小企業従業員住宅事業に関連するものでございます。

まず、この中小企業従業員住宅事業の概要とこれまでの経過について御説明いたします。

この事業は、中小企業従業員の住宅確保を目的に、昭和43年度から59年度までの間、県が厚生年金還元融資を利用して住宅を建設して、これを中小企業者に有料で貸し付けし、所定の貸付料が完納された場合に、その住宅を事業者に譲渡するという事業でございます。

現在、事業は終了しておりますけれども、これまでに合計68の企業の利用がありました。このうちの1社が、平成2年ごろから滞納を始め、収入未済となっておりますが、使用料の不払いだけでなく、従業員以外の者を入居させるなど目的外使用を行い、県の是正措置にも従わなかったことから、平成24年の12月議会において、住宅の明け渡しと未払い貸付料の支払いなどを求める訴えの提起を議決いただきました。

昨年度の取り組みにつきましては、5ページの下段、4、未収金対策のところに記載しております。

平成25年3月に、①から④まで書いておりますが、これらを内容とする訴訟を提起いたしました。3回の口頭弁論の後、9月の判決では本県の請求がほぼ認められ、原告側の控訴がなかったことから、10月8日に判決が確定いたしました。

この判決により、5ページ3、上の表ですが、未納使用料830万円に関連する契約解除までの貸付料233万円余、それと未収金に対する延滞金2,269万円余が確定をいたしました。

また、12月に明け渡しが完了したことから、契約解除までの明け渡しまでの遅延に対

する損害として、損害弁償金25万円余も確定をし、合計3,359万円余の法的措置に伴う収入未済となりました。

未収金の回収につきましては、昨年11月に、預貯金の差し押さえ、取り立てを行い、91万円余を徴収しておりますが、現在、弁護士とも相談しながら、連帯保証人も含めた資産調査等を行っており、今後は強制競売も視野に対応していくこととしております。

それでは、恐れ入ります。また説明資料のほうに戻っていただき、12ページをお願いいたします。

上から3段目にあります繰入金ですが、予算現額と収入済み額との比較が2億4,700万円余の減となっておりますが、これは、緊急雇用創出基金を活用した県事業及び市町村事業の実績が執行見込み額を下回ったことによるものでございます。

次に、14ページをお願いいたします。

14ページから歳出でございますけれども、労働費の主な不用額について御説明いたします。

15ページの一番下の欄に失業対策総務費がございますが、4億257万円余の不用額となっております。

この内容ですが、恐れ入ります、次の16ページをお願いしたいと思います。

備考欄の中段から下段にかけて記載しております緊急雇用創出基金を活用した事業において繰越予算分の事業実施が少なかったこと、あるいは、事業完了後の人件費の確定などにより実績が計画を下回り不用額が生じたものでございます。

資料には事業ごとの不用額を記載しておりませんが、不用額が大きい事業として、中段にあります緊急雇用創出基金市町村補助事業、こちらが不用額1億2,500万円余です。それと、緊急雇用創出基金事業、こちらの不用額が2億1,000万円余でございます、この基金関係の不用額が大きくなっております。

なお、基金に関するこれらの不用額につきましては、本年度の事業財源として活用しているところでございます。

労働雇用課については以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○石貫産業人材育成課長 産業人材育成課石貫でございます。よろしくお願いいたします。

まず、本年度の定期監査におきます公表事項はございません。

それでは、平成25年度の決算の説明をさせていただきます。

説明資料の17ページをお願いいたします。

歳入に関する調べでございます。

まず、使用料、手数料でございますが、不納欠損額及び収入未済額はございません。

次に、19ページをお願いいたします。

表の中ほどに記載しております国庫支出金でございますが、不納欠損額、収入未済額はございません。

予算現額と収入済み額との比較で5,779万円余の減となっておりますが、主な内訳は、資料をめぐっていただきまして、21ページの1段目に記載しております生涯職業能力開発事業等委託金におきまして、5,495万円余が予算現額に対して減となっております。

これは主に離職者訓練の受講者の減少及び就職等を理由とする訓練生の中途退校並びに離職者訓練事業の訓練生の就職率に応じて委託先に交付する就職支援経費が見込みより少なかったことによる国庫委託金の減でございます。

続きまして、中ほど及び最下段に記載しております財産収入及び繰越金でございますが、不納欠損、収入未済額はございません。

続きまして、22ページをお願いいたします。

諸収入でございますが、雑入におきまして6万円余の収入未済額がございます。

収入未済額につきましては、附属資料で説明をさせていただきます。

附属資料のほうの6ページをお願いいたします。

委託訓練受講経費の返還金でございますが、これは、高等技術専門学校で行いました平成21年度の自動車運転科の委託訓練におきまして、雇用保険に未加入であった受講者が4月にさかのぼりまして雇用保険被保険者となり、受講対象者の要件を満たさないこととなったため、免許取得経費や訓練手当など10万円余を返還させる必要が生じたことによるものでございます。分納によりまして、平成22年度までに4万円余を返還させたところですが、就職しても短期間で離職を繰り返し無職の状態が続いたことから、平成23年度以降の返還が滞り、現在6万円余の収入未済となっております。

対応といたしましては、下段4の平成25年度の未収金対策に記載しておりますが、これまで分納誓約書を提出させ催告を行ってきておりましたけれども、債務者が平成25年5月から生活保護を受給し始めたこと、今後も継続的な就労につく見込みが低く、返済資金の確保が難しいこと、債権額が少額で取り立てに要する費用に満たないことから、平成26年3月17日に徴収停止という決定をいたしました。

今後は、債務者の生活保護を担当する福祉事務所等の関係機関と連携し、状況調査を継続いたしまして、資力回復状況について確認を行っていくこととしております。

それでは、また説明資料のほうに戻っていただき、23ページをお願いいたします。

ここから25ページまでが歳出に関する調べでございますが、不用額の生じた主なものについて御説明申し上げます。

24ページをお願いいたします。

職業能力開発校費でございますが、6,735万円余の不用額が生じております。

主な理由といたしまして、24ページの備考欄の下から2段目にあります離職者訓練事業におきまして、歳入の生涯職業能力開発事業等委託金でも御説明申し上げましたけれども、受講者の減少、訓練生の中途退校、それから、就職率に応じました委託先への就職支援経費が見込みより少なかったことによる執行残でございます。

次に、25ページに記載しております技術短期大学校費でございますが、1,919万円余の不用額がございます。

主な理由といたしましては、備考欄の下から3番目でございます技術短期大学校管理運営費におきます教育実習教材費等経費や施設管理業務委託などの経費節減、または入札に伴う執行残でございます。

産業人材育成課につきましては以上でございます。よろしく御審議お願いいたします。

○古森産業支援課長 産業支援課です。

定期監査におきまして指摘事項はありません。

委員会説明資料の26ページをお願いします。

26ページから30ページまでが一般会計の歳入に関する調べです。

使用料及び手数料、国庫支出金、財産収入並びに寄附金について、不納欠損額、収入未済額はありません。

29ページをお願いします。

一番下の段の次世代自動車振興センター収入におきまして、予算額より5,061万円余少なくなっております。これは電気自動車用充電器整備に係る補助金ですが、補助対象工事を翌年度に繰り越したことによるものです。

30ページをお願いします。

下段の年度後返納におきまして96万円の収入未済額が生じております。

これにつきましては、別冊の附属資料で説明いたします。

附属資料の7ページをお願いします。

平成23年度に在宅勤務型ビジネスモデル事業業務委託を行い、概算払いにより委託料を支払いました。事業終了後、委託料の確定を行い、差額について返納が生じました。このため、訪問や電話を繰り返して行いましたが、委託先企業が活動休止状態となったため、未納となったものです。

その後も社長との交渉を続けまして、現在毎月2万円ずつ納付がされている状況です。本年9月末現在で、収入未済額は84万円となっており、今後も分納の履行について管理していきます。

説明資料に戻りまして、31ページをお願いします。

ここから36ページまでが一般会計の歳出に関する調べです。不用額の大きいものについて説明いたします。

32ページをお願いします。

下段の工鉱業振興費におきまして、2,027万円余の不用額が生じています。

主なものは、備考欄の(1)工業振興費の中で、上から3つ目のリーディング企業育成支援事業、それとその4つ下の次世代モビリティ普及促進事業に係る不用額です。

まず、リーディング企業育成支援事業は、高い付加価値を生み出すリーディング企業へと育成する補助事業ですが、交付確定額が当初見込みを下回ったことによる執行残です。

次世代モビリティ普及促進事業は、電気自動車などの普及促進を図るため、充電インフラの整備、それとホンダとの包括協定に基づく実証実験などを行う事業です。電気自動車、電動二輪車や電動カートを活用した実証事業委託などの確定額が当初見込みを下回ったことによる執行残です。

34ページをお願いします。

産業技術センター費です。

この中で、4,236万円余の不用額が生じています。その主なものは、備考欄の(2)管理

運営費の1番目の運営管理費における経費節減に伴う執行残、それと次の35ページになりますが、備考欄(4)の技術指導事業費の3つ目の産業技術センター試験研究備品導入事業におけます試験研究用備品購入に伴う入札残になります。

37ページをお願いします。

熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計の歳出に関する調べですが、翌年度への繰り越しはありません。

次に、附属資料のほうの説明をいたします。

附属資料の1ページをお願いします。

繰越事業調べです。

上段の次世代モビリティ普及促進事業は7,394万円余を繰り越ししております。

この事業は、主に電気自動車などの普及促進を図るため、充電インフラの整備を行う事業です。用地交渉が難航したことなどによりまして、年度内に工事が完了しなかったため、繰り越したものです。急速充電器5カ所は、既に6月までに完了し、普通充電器26カ所につきましても年度内には完了する予定です。

下段の阿蘇採石場終掘基礎調査事業は1,600万円を繰り越ししております。

この事業は、阿蘇採石場の観測調査などを行う事業です。地層の状況につきましての調査は完了しておりますが、地山の変動につきましては、観測開始の平成25年8月以降まとまった雨がなく、データが不足しておりました。このため、梅雨と台風時期の9月まで観測を継続したものです。本年9月末には調査は完了しております。

産業支援課は以上です。御審議のほどよろしくをお願いします。

○村井エネルギー政策課長 エネルギー政策課でございます。よろしくお願いたします。

定期監査におきまして指摘事項はございません。

決算状況につきまして、お手元の委員会説明資料で御説明させていただきます。

説明資料の38ページをお願いいたします。

一般会計の歳入に関する調べでございます。

国庫支出金、財産収入、諸収入でございますが、いずれも不納欠損額、収入未済額はございません。

39ページの歳出に関する調べでございます。

不用額の大きいものについて御説明申し上げます。

40ページをお願いします。

工鉱業費の工鉱業振興費ですが、2,486万9,000円の不用額が生じております。

その主なものにつきましては、備考欄の事業の概要の2番目にあります新エネルギー導入・技術実証事業及び3番目の省エネルギー推進事業に係る不用額でございます。いずれも補助事業の実績減に伴う執行残でございます。

最後に、新事業創出促進費ですが、633万7,000円の不用額が生じております。

その主なものは、備考欄の事業の概要の1番目にありますくまもとソーラーパーク推進事業及び5番目にありますくまもと県民発電所推進事業に係る不用額でございます。

くまもとソーラーパーク推進事業につきましては、補助事業の実績減による不用額でございます。くまもと県民発電所推進事業につきましては、委託事業の実績減による不用額でございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○寺野企業立地課長 企業立地課の寺野でございます。よろしくお願いたします。

まず、定期監査におきましては、公表事項

はございません。

説明資料の41ページをお願いいたします。

まず、ここで1つおわびでございます。

当課の資料は41ページから51ページ目でございますが、41ページを見ていただくと、右側の備考欄の横の決算書のページ、事項別明細書のページが全て記入漏れになっております。まことに申しわけございません。決算書では、歳入が13ページ以降、歳出が37ページ以降になります。大変申しわけございません。

それでは、41ページをお願いいたします。

一般会計の歳入でございますが、不納欠損額及び収入未済額はございません。

42ページをお願いします。

諸収入でございますが、予算現額と収入済み額に2億円余りの差額が生じております。

これは、企業立地促進資金貸付金回収金で新規貸し付けに伴う回収金を見込んでいたところ、貸し付けの申し込みがなかったことによるものでございます。

43ページをお願いします。

一般会計の歳出でございますが、中小企業振興費に6,500万円余、工鉦業総務費に2億9,800万円余の不用額が生じております。

主なものは、企業立地を促進させるための2つの補助金と企業立地促進資金融資事業に不用額が発生したことによるものでございます。

補助金につきましては、中小企業振興費におきまして、コールセンターなどの立地を促進させるための産業支援サービス業等立地促進補助金と、工鉦業総務費におきまして、製造業の立地を促進させるための企業立地促進補助金におきまして補助金交付申請額が予算見込み額より少なかったことによるものでございます。

補助金は、進出企業の補助金申請の可能性が高い年度に予算計上しておりまして、事業の進捗状況におくれが生じ、翌年度以降の申

請になったことなどから、不用額が発生したものでございます。

また、企業立地促進資金融資におきましては、新規貸し付けの申し込みがなかったことによるものでございます。

次に、44ページをお願いいたします。

港湾整備事業特別会計の歳入でございますが、不納欠損額及び収入未済額はございません。

次に、46ページをお願いいたします。

臨海工業用地造成事業特別会計の歳入でございますが、不納欠損額及び収入未済額はございません。

財産収入の予算現額と収入済み額に4,800万円余の差額が生じておりますが、これは、熊本港臨海用地において1,300万円余の土地貸付収入、八代外港工業用地におきまして3,300万円余の土地売却収入が生じたものでございまして、予算現額には歳出予算に見合う額を計上したことによるものでございます。

次に、繰越金でございますが、予算現額と収入済み額に2億4,400万円余の差額が生じております。こちらも予算現額には歳出予算に見合う額を計上したことによるものでございます。

次に、おめくりいただきまして、48ページをお願いいたします。

高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計の歳入でございますが、不納欠損額及び収入未済額はございません。

財産収入の予算現額と収入済み額に7,100万円余の差額が生じておりますが、これは城南工業団地における土地売却収入でございまして、予算現額には歳出予算に見合う額を計上したことによるものでございます。

次に、49ページをお願いします。

県債の予算現額と収入済み額に9,100万円余の差額が生じております。これは、菊池テクノパーク整備事業とくまもと臨空テクノパーク関連交差点改良事業におきまして地方債の

借り入れを行ったものですが、入札に伴う事業費の減から県債収入が減額となったものでございます。

次に、繰越金でございますが、予算現額と収入済み額に4,600万円余の差額が生じております。この予算現額には歳出予算に見合う額を計上したことによるものでございます。

次に、50ページをお願いいたします。

高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計の歳出でございますが、1億500万円余の不用額が生じております。

その主なものは、工業団地整備事業費によるもので、不用額につきましては、くまもと臨空テクノパーク関連交差点事業及び菊池テクノパーク整備事業に係る工事の入札に伴う執行残でございます。

次に、附属資料の8ページをお願いいたします。

県有財産の処分でございますが、熊本市南区にあります城南工業団地の区画の一部及び八代市にあります八代外港工業団地の区画の一部を民間企業に売却したものでございます。

企業立地課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○中川観光課長 観光課でございます。

まず、今年度の定期監査における指摘事項はございません。

次に、一般会計の歳入でございます。

委員会説明資料の52ページ、53ページをお願いいたします。

不納欠損、収入未済は、いずれもございません。

続きまして、1枚おめくりください。

一般会計の歳出でございます。

観光費で1,140万円余の不用額が生じております。

主なものとしましては、補助事業の実績減でございます。MICE等誘致促進事業の

執行残でございます。

観光課については以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○磯田国際課長 国際課でございます。よろしくお願いいたします。

まず、決算特別委員会の資料説明に入ります前に、今年度の定期監査における公表事項として指摘事項がございますので、御説明いたします。

指摘の内容は「年度当初から借り上げが必要な県費留学生宿舍の賃貸借契約について、債務負担行為を設定していない。年度当初から始まる不動産賃借については、債務負担行為を設定すること。」というものでございます。

債務負担行為を設定していなかった原因でございますが、次年度の海外からの県費留学生の来熊日程などの詳細が債務負担行為を設定する2月議会時点で未定であったためでございます。

県費留学生を受け入れる場合、宿舍については、準備も含め年度当初からの賃貸借契約が必要となる場合もあることから、今後は、年度当初からの留学生受け入れ及び宿舍の賃貸借契約を予定して、予算額を上限とした債務負担行為の設定を行ってまいります。

それでは、決算につきまして、お手元の決算特別委員会説明資料で御説明させていただきます。

説明資料55ページをお願いいたします。

歳入に関する調べでございますが、不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、1枚めくっていただきまして、説明資料56ページ及び57ページの歳出に関する調べでございますが、総務費1,174万円余及び商工費994万円、合わせて2,169万円余の不用額が生じております。

不用額が生じた主な事業は、経費節減により支出削減を行った事業で合わせて1,351万

円と旅費発給事務費の404万円等がございます。

まず、経費節減を行った事業ですが、56ページの総務費の諸費の5つ目、姉妹友好交流事業、57ページの商工費の3つ目、中小企業海外チャレンジ事業、同じく6つ目、熊本広西館運営事業等でございます。

具体的には、海外出張の際には出張する方面に応じて複数の業務をまとめて処理するなど効率的に業務を行ったことや、海外事務所の運営経費の節減を図ったことにより生じたものでございます。

なお、商工費の一番下、熊本県中国経済交流促進事業については、日中関係が改善していないことによる事業縮小に伴い不用額が生じております。

次に、56ページの総務費の旅券発給事務費でございますが、これは、旅券窓口である市町村と県との間の旅券関係書類の移送費が見込みより少なかったことにより生じたものでございます。

国際課については以上でございます。御審議のほどどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○成尾くまもとブランド推進課長 くまもとブランド推進課でございます。

定期監査におきましては、公表事項はございません。

次に、平成25年度の決算状況につきまして、引き続きお手元の資料58ページをお願いいたします。

まず、一般会計の収入に関する調べでございますが、不納欠損額及び収入未済額はございません。

次に、歳出に関する調べでございますが、59ページ以降になります。

主なものとしたしましては、次の60ページをお開きください。

商業総務費で673万円余の不用額が生じて

おります。その主なものとしたしましては、60ページ商業総務費の備考欄の下のほうから3つ目でございますくまモン隊の管理運営事業のコンペ実施に伴います執行残、さらにその3つ上でございますプレミアム商品開発支援事業の補助事業の実績減に伴う執行残などでございます。

次に、附属資料の9ページをお願いいたします。

県有財産処分一覧でございますが、益城町が実施いたしました道路改良事業に伴いまして、グランメッセ熊本の用地の一部を売却しているところでございます。

くまもとブランド推進課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○岩下栄一委員長 ありがとうございます。

それでは、以上で商工観光労働部各課の説明が終わりました。それぞれに歯切れよく簡潔に御説明いただき感謝申し上げます。

それでは、質疑を受けたいと思いますが、どなたかありませんか。

○内野幸喜委員 これはもう毎回決算では言われると思うんですけども、商工振興金融課のほうですね。収入未済。

これ、まず1つお聞きしたいのが、収入未済と不納欠損、この違いは、まず何ですか。どこからが不納欠損ということになるのかということ、ちょっとまず初めに教えていただければなと思います。

○伊藤商工振興金融課長 済みません。ちょっと今聞こえなかったもので、申しわけないんですが……。

○内野幸喜委員 だから、収入未済と不納欠損、どこから、その線引きですね。

○伊藤商工振興金融課長 一般的に、まず歳出に関しては、予算額より満たない場合には不用欠損ということになりますし、収入未済ということ……。

○内野幸喜委員 違う違う。不納欠損と、今不用——要するに収入未済で上げていますよね。この収入未済でずっと何年も——例えば、中小企業振興資金貸付金償還元金というのがありますよね。平成24年度、25年度というのは過年度分ですとあるじゃないですか。これは収入未済としてずっと上がっているわけですね。これは、どの段階で、これはもう見込みがなくなるという、その線引きですね。

○伊藤商工振興金融課長 済みません。失礼いたしました。

不納欠損につきましては、不納欠損処理の規程がございますので、その規程の中で処理をさせていただくということになります。（内野幸喜委員「そこです、規程は」と呼ぶ）規程でございますけれども、一般的には、いわゆるもう回収の見込みがないというのが原則でございます。それと同時に、いわゆる具体的には財産等を処分するものがない、それから収入等の、何と申しますか、返すべき財源を持っていないというようなことが認定される場合には、基本的にはもう不納欠損という手続、これは具体的には債権放棄手続をとった上で不納欠損という形になるということでございます。

○内野幸喜委員 これは産業人材育成課になるんですけれども、不納欠損の線引きというのは各課大体共通ですね。例えば、この産業人材育成課の場合は、今生活保護を受給されていると。基本的に生活保護というのは資産がないわけで、資産を持ってないわけですね。

そうなると、働かない限りこれから返済というのはできないと。これはずっとやっぱ収入未済として待っとくことになるのか。それとも、現段階では資産というのは持ち得ないわけですね、基本的には生活保護を受給されている方というのは。これは今支払えるものがない状況なわけですね。これはいろんな各課それぞれまたがりますけれども、そういうときはどうなるんですか。

○石貫産業人材育成課長 産業人材育成課の分につきましては、これは自治法上の債権というよりも民法上の不当利得ということに当たりまして、民法上の規定では、いわゆる10年間、時効が10年ということになっておりまして、ですから、この方の場合、産業人材育成課の場合は、平成23年に実は分納の誓約書を出していただいております。それから分納して、入院されたりしたものですから、結局何も入ってきてないんでございますけれども、一応23年にお支払いしますという意思表示がされているということで、それが起点になって、10年間たてば時効ということになります。

現在は、ずっと状況調査をいたしておりますけれども、施設のほうに今入所をされているということございまして、当然働けない状況でございますので、現時点ではもう全く取れないということで、この状況が例えば10年続けば、民法の規定によりまして不納欠損処分ということになると思います。

○内野幸喜委員 それぞれ収入未済をなくすために努力していただいていると思うんですよ。その中で1つ今なぜ聞いたのかというと、この収入未済の中にひょっとしたら非常にもう難しいんじゃないかと思われる部分というのも結構あるんじゃないかという気がするんですね。

ただ、そういう中で、皆さん方は一生懸命

これを減らそうということで努力をされていますけれども、実質そのうちの何割かは、将来的にはそうせざるを得ないというのがある程度早い段階からわかってる部分もあるんじゃないかなという気がしたんですね。

そういうときに、それは減らしていくというのは大事ですけれども、そこを幾らやっても難しいところに労力を使うよりは、ほかの部分、比較的まだ収入未済額が減らしやすいところに注力するという。基本的には、収入未済というの、同一に考えて同じように皆さん交渉されているわけですよね。そこはどうかかなと思ったんですよ。

○伊藤商工振興金融課長 中小企業振興資金の場合は、今御指摘のとおり、さっきの繰り返しになって大変恐縮でございますけれども、債務者、保証人の無資力、それからあと抵当物件の処分を行う、そしてその一定期間、具体的には、例えば10年の時効等がございますので、そういう期間を過ぎる、時効の期限満了等を基準として、どうしても回収できない場合については、債権放棄の手続きをとらせていただいて、最終的に議会の御判断をいただくという手続きをとってまいりたいというふうに考えております。

ただ、なかなか、債務者、保証人が無資力という部分が、具体的には自己破産なりしていただくのが一番はっきりするのでございますけれども、そういう手続きをとられない方もおられるものですから、そういう方に対してはやはり徴求をしていくということになりまして、その徴求の結果として自己破産等していただければ、今申し上げたような手続きに入るという形になります。

○内野幸喜委員 この平成25年度の未収金対策の中で⑥ですね。調査・回収業務を債権回収会社に委託したと、2貸付先。これは要するに専門化集団ということになるんですか

ね。やっぱりそういったところに委託すると、委託料というのやっぱり払う形になるわけですね。それで委託したときに、結局これは難しい案件だからそういう委託をしたということになると思うんですけども、委託料を払って、実際じゃあその収入未済額が減るのか、そこはどうなんですか。

○伊藤商工振興金融課長 今回こちらのほうに記載させていただいている案件につきましては、財産調査を主にしまして調査をしていただいた、それと債務者に対する回収の面談をしていただいたということでございまして、直接的に短期間で成果が上がったということではございませんが、例えばですが、不動産について親族間で贈与等をされてたケースが発見できまして、詐害行為の取り消しの手続きをとるきっかけになったというような状況もございます。

○内野幸喜委員 私は、これ委託するというのは決して悪いことじゃないと思うんですね。県としてはここまでやるんだと、その債権者に対してのメッセージ的なこともあると思うので。

ただ、さっき言ったように、ひょっとしたらこの中の1割か、1割ないかもしれないですけども、非常に難しい案件というのは実はあって、それをどの段階で不納欠損としてやるかという、これも非常に難しいところだと思うんですけどね。見込みがないものをずっと債権回収ということでやると、その労力をほかに使ったほうがいいのかないかなという気がしないでもないんですよ。ただ、県としての姿勢というのは強く見せないといけない。そこは難しいところですよ、その線引きというのはですね。

○岩下栄一委員長 内野委員の指摘を踏まえて、十分善処していただきますようお願い

いたします。

ほかにありませんか。

○堤泰宏委員 企業立地課ですね。まとめてやるのが、この附属資料の8ページ、要するに工業団地の売却ですね。これは単価が平米1万ぐらいかな、全部ですね。これはもう昔からあったですね、城南工業団地。これは鱈瀬と藤山ですかね。2カ所あるのかな。これは別々ですたいな。

○寺野企業立地課長 同じじだの土地ですけども、字が違うということです。

○堤泰宏委員 なら同じところですね。これはいつごろできたですか。もう古かでしょう。もう10年以上になつとかな。

○寺野企業立地課長 もう10年以上はたっております。

○堤泰宏委員 大体でよかばい。

○寺野企業立地課長 少々お待ちください。平成3年からですね。

まず、県土地開発公社が整備しまして、平成13年に県が土地開発公社から団地を購入しております。13年以降ということです。

○堤泰宏委員 一回開発公社が造成したつば、企業立地課が買うわけですか。

○寺野企業立地課長 県が買っております。

○堤泰宏委員 幾らで買った。

○寺野企業立地課長 40億余りでございます。

○堤泰宏委員 これは平米ですと幾らぐら

い。売地ですよ、道路とかは含まぬですよ。安なつとるけんで、文句は言わぬとだけんな。

○寺野企業立地課長 今の分譲単価が平米1万900円でございますけれども、なかなか売れなかったということがありまして、少し30%ぐらい下げていますので、当時は平米1万5,000~6,000円だったかと思います。

○堤泰宏委員 坪4万5,000円ぐらい……(寺野企業立地課長「はい」と呼ぶ)そがんな安かったですかね。何で売れぬじゃったろかな、そのころですね。

○寺野企業立地課長 最近のことを申し上げますと、城南スマートインターですとか、白岩あたりも高速が整備されてきたということで、非常にアクセスがよくなったということで今少しオファーが来ている状況でございます。以前はそういう周辺のインフラがまだ満たなかったということが考えられます。

○堤泰宏委員 今おっしゃったとおりですね、あがんとけ何でつくるかというようなところにつくったもんな。だけん、40億というのは大きいですよ。売れてよかったばってんですね。なかなか難しいですね。ばってん安う売ってよかったですよ、これは。

○岩下栄一委員長 ほかにございませんか。

○内野幸喜委員 今度は産業支援課ですね。これは、次世代自動車振興センターからの電気自動車専用補助金、翌年度に繰り越し。

今、これ国もそれからメーカーも非常に一生懸命取り組んでいる中で、私は、各地域ごとにどれぐらい今設置済みかとか申請件数があるとかちよつと見たんですけども、まだ全然申請が上がっていない地域もあるんで

すよね。例えば、荒尾市ってまだゼロだったんですよ。地元の長洲でいけば、申請が1件、まだ設置済みはゼロなんですわね。

これは県が決めたんですわね。各地域何件と目標を設定していると思うんですけども、その中で今は満額補助がありますよね。満額補助。中には満額補助が9月末で終わったのもあるんですよ。10月1日からは3分の2補助と。満額補助の場合は8年間維持費も出るわけですね。電気代も全部、後から申請ですけども、その分全部来るんです。

非常にこれ、いい内容なんですわね。ほとんど消費税ぐらいなんです、自分で払うというのは。でも、それでもなかなか設置が進んでないと。申請も私が見た限りはまだ多くないような気がするんですけども、これは、県が積極的にいろんなところにアプローチをかけて、こういうのがありますよと言っているのか。それとも、各市町村ごとに目標というのを決められてますね、大体の。各市町村が積極的にアピールしていつているのか。もしくは、これを取り扱っている事業者さんとかいらっしやいますよね。どこがやっているのかな。せっかくいい内容なんですわね。来年度繰り越しですけども、本来だったら早目早目に手が挙がってもいいんじゃないかなという内容のものなんですわね。そこはどう…

○古森産業支援課長 充電器の整備につきましては、一昨年来、国の補正事業とか、あるいは昨年自動車4メーカーによります支援制度とか、そういうものによりまして追い風というふうになっております。

それにつきましては、県は、やっぱりEV・PHVタウン構想によりまして電気自動車等の次世代のモビリティを推進しております関係で、昨年、一昨年、関係者とか市町村に対する説明会もやっておりますし、ことしも、前半期におきまして、9月におきまし

て申請が終わるものもあるものですから関係者説明会をしております、県としては一生懸命推進しております。

また、補助事業につきましては、ある事業者関係、特に旅館とかホテル関係につきましては、そういうのを推進している事業者もいらっしやいます、そちらから当たっているようなものもあります。

ということで、県のほうからそういう充電器の整備の方針みたいなのをつくって数をこうしていますが、それはできるだけ使っていたきたいということでこちらからもPRしていますし、そういう事業者さんからも申請が来まして、かなり申請件数が前半期来ましたが、ただ、やはり地域的な偏りというのがあります。

地域によっては非常に枠が足りなくて、それを改正改正しないといけないような状況もある一方、何でこの地域はちょっとかなという少ないところがあります。ただ、9月末のは一応締められました、それ以降の補助制度もありますので、そういうのを含めまして周知は県としても図っていきたいと思っております。

○内野幸喜委員 今まさにそこなんですわね。だから、もう足りない市町村がひよっとしたらあつて、ほかは、あそこがまだ申請ゼロじゃないかと、うちにその枠くれよって。だから、そうなるって偏在するかなと。

やっぱりこの周知をどうやって図っていくか。非常にいい内容なんですわね。これが26年度に繰り越ししているんですけども、さっき言ったように9月で終わった部分もあるんですわね。10月からでも、まだまだホテルとか満額補助なのが——いろんなところで、ぜひこういう制度がありますよということをお願いいただければ、よりいろんな各地満遍なくこの設置ができるんじゃないかなと思いますので、そこをお願いしときます。

○岩下栄一委員長 ほかにありませんか。

○溝口幸治委員 国際課、それから観光も関係してくるんだと思いますけれども、海外戦略で、特にアジアとつながるといって、今一生懸命、台湾だとか、インドネシアだとか、ベトナムとかもそろそろというか、どんどんどんどんあの辺攻めていってますよね。非常にいいことだと思うんですけども、いろいろこれまでのかかわりを見ていて、例えば熊本県の会計規則というか、日本の一般的な会計規則と、相手国と交渉するときって、なかなかこう日本のようにきちきちと、例えば締め切り期限がこれまでなのでここまでに事業計画を上げてくださるか金額を大まか決めてくださいという話には、なかなかアジアの場合なりにくいですよ。

何か例えば我々が視察に行くときもそうですけれども、相手先の受け入れが最後の最後までなかなか決まらなかったりということ、最後の最後でばたばたばたって決まるみたいなものもあると思うんですね。ですから、事と場合によっては、何か熊本県の会計規則では、その枠を超えた意思決定というか、そういうのをやらぬと、うまく事業化ができないとか協力できないというものが出てくるんだと思うんですよ。

この前のインドネシアからのマスコミ対応のときも結構苦労されたと聞いていますし、我々も視察に行くときに何かざくつとした領収書で、日本でいうと、これは何の分で、と相見積もりまでとってきちと確認してというのはしますけれども、ざくつと過ぎてよくわからぬと。

しかし、そのチャンス逃すと大きなチャンス逃げていくかもしれぬという場合はあると思うんですが、そのあたりで今皆さん方が何か御苦労なさっているものというのがあるのか、それとも、もう無理やり日本の会計

規則に合わせて何かやってらっしゃるのか。

私は、もうちょっと海外との関係というのは柔軟に対応すべきだろうと思うんですね。きちとできる分はやるんだけど、ざくつとしないといけないところはそうしておかないと大きなチャンスに乗りおくれるというふうに思うんですが、そのあたりで御苦労なさっていることとか工夫なさっていること、あるいは、場合によっちゃ何かその辺はもっとこういうふうに県自体の会計規則みたいなものを見直すべきじゃないかという問題点等があったら教えていただきたいんですけども、渡辺局長ぐらいですかね、どやんですかね。

○中川観光課長 御指摘いただきました観光課でございます。

心の友の映像の件は、観光課のほうで調整させていただきましたので、それを踏まえてちょっとお話ししたいと思います。今非常にタイムリーなチャンスを逃さないようにということで、まず基本はそれだと思います。私ども、さまざまなアンテナを使いまして、また、議会の先生方のお力もおかりしまして、いろんなチャンスをいただいております。

心の友の実施に際しては、何分初めてだったということもありまして、かなり先方とキャッチボールをいたしました。ただ、キャッチボールをする中で、あくまでも県の会計規則のルールはございまして、これは逆に、先方に対して、日本の自治体とやりとりをする場合は最低限必要な部分はあるんだということ逆を御指摘させていただいて、先方にもそれは理解していただいて、今回の事例は今の会計規則の中で回るように工夫をさせていただいております。

今後も、東南アジアの方面につきましては県庁一丸となって攻めていこうと思っておりますので、今回の事例等を参考にしながら、

スピード感を持って対応していきたいと思っております。

以上でございます。

○溝口幸治委員 今回の事例は、とてもうまく処理していただいたというふうに思っています。ただ、私も、実感として、だんだんだんだんアジアの方々のやりとりというのが我々もふえてきているんですが、内野先生たちも、この前インドとか行かれて勉強もされておりますけれども、何かやっぱり大分我々とはその辺の金銭感覚というか契約みたいな感覚が違うので、ひょっとしたらこっち側も——もちろん中川課長みたいに押しの強い人は、この会計規則に沿うようにという、それも大事だと思うんですけども、もうちょっと柔軟に対応できるようなシステムが将来的にも必要じゃないかなという問題意識を持っていますので、そのことをぜひ理解しておいてほしいなというふうに思います。

直接こういうのって不用額だけ見てもわからぬ、不用額が出たからうまくいったというのではないと思いますので、その辺も含めてぜひ——何かあったときには、我々もアジアと大分幅広く交流を始めましたので、サポートできる場所もあると思いますので、また意見交換をさせていただきたいと思います。

以上です。

○岩下栄一委員長 ほかにありませんか。

○田代国広副委員長 企業立地課の42ページで、企業立地促進資金貸付金回収金が予算現額に対して大幅な調定がなされておりますが、2億円余りのマイナスになっておりますが、備考欄では新規貸付額が見込み額を下回ったと書いてあります。もちろんそうだと思うんですけども、これだけ大幅に見込みを下回るということに対してどういった考えを持っておられますか。

○寺野企業立地課長 新規で約2億円ほどの融資枠を予定しておったんですけども、幾つかの企業さんとは資金融通の話は申し上げましたが、ことしじゃなくて来年以降の投資になったということと、違う金融機関からお借りになったということで新規の貸し付けがございまして、2億円が不用になったということが実態でございます。

○田代国広副委員長 となりますと、来年度は見込み額に近い数字が確保できるというふうに理解していいですか。

○寺野企業立地課長 26年度は、もう一部お貸ししていますし、企業さんが進出しておられるときに補助金もありますけれども、融資という資金融通も御説明しながら、いろんな手だてで御支援したいというのがもとの趣旨でございまして、26年度につきましては幾つかの実績が出てくるかと思えます。

○田代国広副委員長 これと違うんですけども、城南工業団地を売却されたわけですが、今回の県が作りました菊池のほうの工業団地に対して、あれはうちの近くなんですけども、ほとんど不毛の地帯といいますか、雑草が生い茂っているんですけども、これに対する今後の対応の見方と、もう一つは、益城のテクノパークですか、大日本スクリーンあたりが来るようになった話が一時あったですね。その辺の経緯は現在どうなっていますか。

○寺野企業立地課長 テクノパークにつきましては、昨年の末に分譲単価を決めまして、4月から正式に分譲ということで、工業団地の整備のときから幾つかの企業に説明したり、関西・関東方面から実際にごらんになった企業もあったんですけども、条件が整わ

ずにまだ売れてない状況でございます。

引き続き、いろんな場を使いましてPRして早期の誘致に努めたいと思っております。

臨空テクノパークにつきましては、大日本スクリーンと立地協定をしております。大日本スクリーンさんの一昨年の決算は、これは赤字でございました、3月。昨年が黒字になりまして、27年3月につきましても黒字と、ことしよりもより黒字を見込んでおられますのが1点と、10月から新体制をしかれまして、会社がホールディングス化になりました。意思決定の迅速化をしたいということでありますので、この機を捉えて、少しでも早く進出してくれということで、定期的に協議を進めているところでございます。

○田代国広副委員長 こういった企業誘致は、本県のみならず、日本全国各地の自治体が重要な課題として受けとめて取り組んでおるわけですね。したがって、厳しい競争、激しい競争があると思えますけれども、本県にとりましても極めて重要な課題であるわけでございますから、大変と思えますけれども、しっかりと取り組んで、ぜひ企業誘致に結びつけてください。御要望します。

○岩下栄一委員長 ほかにありませんか。

○平野みどり委員 冒頭、部長の説明のほうでもありました若者の支援ですけれども、地域の若者サポートステーション、県内3カ所で、これ熊本市と玉名と八代かと思うんですけれども、いろいろ課題を抱えて引きこもっている若者、学校を途中でやめてしまったり、あるいは就職に結びつかないまま引きこもってしまうとかいろいろいちゃって、さまざまなチャンネルとか、さまざまな仕組みで、そういう方たちが地域にできるだけ出ていって新たなチャンスや可能性を広げられるように支援することが大事と思うんで

すが、今若サポの利用状況、これはもうとっても大事だというふうに声を聞いていますけれども、今の現状と、それと増設していく必要があるのかどうかというようなことについていかがお考えか、これは労働雇用課になるんですかね。

○松岡労働雇用課長 済みません。ちょっと今資料を搜しております——済みません。大変お待たせしました。

今若者サポートステーションの利用状況でございますが、最近では、実際の登録者、利用者の数が、平成24年度は700人、25年度が1,231人で、500人余りふえております。(真崎商工観光労働部長「それは利用者じゃなくて、進路決定者じゃないかな」と呼ぶ)利用者です。進路決定者につきましては、そのうち、平成24年が434人、平成25年度が545人というふうになっております。

その進路決定先ですけれども、やはり仕事の経験がない、いわゆるひきこもりの方でございますので、正社員という形ではなくて、やはり非正規での就労というのが多くなっておりまして、そのほかに職業訓練への紹介というのもふえております。

それと、最後におっしゃいました箇所数をふやせないかというようなお話かと思いますが、昨年度が4カ所、今年度は3カ所、1つ——当初は4カ所で引き続きというふうに予定しておったんですが、受託事業所の事情によって途中で取り下げがなされております。

今現在3カ所で県内全域をカバーしておりますけれども、なかなかやはり遠方地域、天草等の遠方地域にはなかなか熊本からでは支援がしにくいということで、今年度サテライトを県で緊急雇用の予算をちょっと利用してやっておるんですが、来年度の体制については、現在のサポートステーション3カ所の事業所の御意見も聞きながら、来年の体制については検討していきたいと思っております。

○平野みどり委員 私も何回か御紹介してつないだことがあるんですね。そういう意味では、本当実感としてこういう場所が必要だというふうに思っています。ふえなかったとか1カ所どうしても手を挙げられなかったところの理由ですね。そこら辺というのは、やっぱりなかなか運営上厳しいさまざまな課題があると思うので、ぜひしっかりと事業所の方から現状の話を聞かれて、改善すべきことがあれば、県のほうからもしっかりと改善の支援をお願いしたいと思います。

以上です。

○内野幸喜委員 何か違ってないですか。桁が少ないような気がしましたがけれども、私は。玉名だけでも、聞いた話もっと……。

○宮尾商工労働局長 済みません。ちょっと補足説明をさせていただきます。

先ほど課長が御説明いたしましたのは、登録者が700人から1,200人とかだったんですけども、利用者、相談とかセミナーの受講者は、24年度が1万5,700人ぐらいと、それから25年度は1万7,600人超というような形で推移しております。ちょっと補足でございます。

○岩下栄一委員長 ありがとうございます。ほかに何かありませんか。

○田代国広副委員長 監査委員にしてよかったです、質問。いいですか。

○岩下栄一委員長 はい、どうぞ。

○田代国広副委員長 各部局に言えることなんですけれども、私は非常に不思議といいますか、時間外手当ですね、時間外手当。これが外の部局が全部ゼロで終わっているじゃな

いですか、歳出額が。不用額がなくて全てゼロですよ。これがどうしてこうゼロになるのかという素朴な疑問をずっと持っておりました。給料以上に時間外手当というのはそれぞれ流動的な側面があると思う中で、これがほとんどの部局によって時間外手当がゼロといますか、不用額ゼロで終わっているわけですよ。これはどうすればこういったゼロになるのか、ちょっとお聞きしたいとずっと思っておりましたので、きょうはちょっと時間がありますので、させていただきます。

○牧野監査委員事務局長 時間外手当が過不足ない形で決算をしているというふうな御質問でございますでしょうか。

○田代国広副委員長 そうです。過不足がゼロで……。

○牧野監査委員事務局長 時間外手当につきましては、最終的に不足額がある場合は人事課の特配とかそういった形で補充されますし、余った場合は、要するに不足額を埋めるような形で最終的に人事課のほうから予算を配分される形になっておりますので、要するに必要に合わせて予算額が張りつけられる形になっておりますので、不足額が出ない仕組みになっているというふうに……。

○田代国広副委員長 私なりにどうすればゼロになるかを考えてみたんですけども、3月の最終議会で補正増減で調整する方法と、もう一つはいわゆるサービス残業ですね。サービス残業ですればゼロになることが考えられるんですけども、普通の一般的な計算の仕方では、特に時間外手当というのは流動性があるというふうに思っておりますので、ゼロで歳出全てが決算されるということは極めて私は疑問を持っておるんですよ。今おっしゃっているように足らない分は、どこから補

充するんですかね。

○牧野監査委員事務局長 いわゆる自主的に時間外勤務をやって支出されていないんじゃないかという御質問かと思うんですが、そこはちょっと別の問題になりまして、必要な時間外手当がきちっと支出されているか、または支出手続がなっているかということにつきましては、先ほど御説明しましたように、時間外のいわゆる時間の把握と、それからそれに対して予算が不足する場合は人事課特配というふうな形で補填されると。平たく言うと補填されるというふうな形になっておりますので、必要な時間外については支払われていると。

あと、もちろん監査時点では、最初に申し上げました自主的に時間外があつててどうなんだといったことも、これは行政監査といいますけれども、それらの事業の取り組みとかそういったことをお聞きしながら、そういうことがないようにというふうな視点で、監査の時点ではいろいろヒアリングとかをやるようにやっているところでございます。

○田代国広副委員長 一応時間外手当は予算化されるわけでしょう、時間外手当という形で。そうしますと、それで足りなかった分は、また補正予算を組ませてもう一回手当てできるということ、それとも予算内でぴしゃっと予算の範囲内で終わるということですか。

○福島会計課長 会計課長でございます。ちょっと越権ではございますけれども、お答えしたいと思います。

基本的に、各部各課の職員給与というのは、人数に応じて年間分を、大体当該年の1月1日の人員を想定して1年分を各課に計上します。

時間外につきましては、年によって所属に

よって業務にばらつきがあるものですから、ある程度の分を人事課のほうでプールしておきます。プールしておきまして、突発事項があつて業務がふえた際に、人事課のほうで各課にその業務量に応じて配分するようしております。一応それを——先ほど事務局長が言った特配と言うんですけれども、一応目安として、例えば100万なら100万、おたくは50万なら50万と、実際業務が終わって95万しか使わなかった、あるいは45万しか使わなかった場合には、5万余りましたよと、人事課のほうに返納じゃないですけれどもお返しするような形でぴたり合うようになります。

ですから、各課の中で総務管理費の一般管理費で時間外勤務手当として出てきている分は、その人事課から配分されてきた分ですので、きれいにゼロになります。各課の時間外は、それぞれ職員給というところに各課の時間外分は入っておりますので、これはいわば使い切ったということになります。

○田代国広副委員長 わかりました。

○岩下栄一委員長 ほかにありませんか。橋口委員、何かありませんか。

○橋口海平委員 先ほどの若者サポートステーションですかね、こちら一方では人材不足、一方ではこういうふうに残っているということですが、キャリア教育と書いてあるんですが、前回、技術専門校ですかね、視察させていただいたときに、1カ月ぐらい、1カ月以上ですかね、インターンシップというのをしたと思うんですが、あれは高校のときとかそういうときもいつも2日とかそれぐらいなので、もっと延ばすことはもっと教育界と連携してできないのでしょうか。

○石貫産業人材育成課長 今委員お話の分は、高等専門技術校のほうでインターンシッ

プを出しますけれども、それをもうちょっと長くしたらという……。

○橋口海平委員 ああいう物すごい現場からしたら、現場の方たちの話を聞くと、ああいう長い期間来てくれると現場のこととかも知ってもらえるし、その職業のこともよく知ってくれると。ただ、今高校生なんかは、例えばあしたも熊工と熊農の生徒が建設業協会青年部の運動会とかそういうのに参加して、本当に短い期間なんですよね。現場のことを知らずにずっと来ているので、もっと長くして、長くインターンとかすることはできないのかというような話がよく現場のほうから来ているので……。

○石貫産業人材育成課長 そのお話に関しましては、産業人材育成課のほうで、例えば建設関係の技能士さんあたりとお話をする機会にも話がございましてけれども、あちらの技能士さんの方々は、やっぱり若い高校生とかを現場に直接入れるのは不安に思っている方々もいらっしゃると思います、ですから、そういった意味では、余り長い期間いわゆる実習という形ではなくて、職場見学的な、お手伝いの形で行っていただくといいのかなというふうには思っておりまして、そういったところの課題あたりをどう克服していくかによって、その期間というのが多少柔軟に考えられるのかなとは思っております。

もちろん職種によっては長目に入れるところもあると思いますし、高校生とかで製造業で言われるような企業へのインターンシップというのは、例えば企業によっては、夏休み期間1カ月間の期間でありますとか、そういったことの取り組みをやっているというふうにも聞いておりますので、業種によって多少違いはあるのではないかと考えております。

○岩下栄一委員長 いいですか、橋口委員。
じゃあ、九谷委員、何かありませんか。

○九谷高弘委員 考え中です。

○岩下栄一委員長 ほかに何かございせんか。

○緒方勇二委員 済みません。部長にちょっとお尋ねですけれども、このニート対策で教育界が行う幼少期からのキャリア教育、これが私ちょっと理解できないんですけれども、例えばどういうことなんですかね、これ。

○真崎商工観光労働部長 例えば、今年度もやっておりますけれども、工業高校の生徒さんたちを講師にして、先生にして、ものづくり教室みたいなのを各学校、小学校、中学校等でやっておりますけれども、そういったいわゆる勤労観といいますか、職業に触れるようなカリキュラムといいますか、そういったものを創出して、幼少期からの云々という表現にいたしております。

○緒方勇二委員 高校生が小学生とかそういう子にもものづくりを通していろいろ教える、あるいは頼られる、頼られることから勤労観の醸成を育むとか、そういうふうには理解していいんですか。

○真崎商工観光労働部長 はい。それで、もちろん今緒方委員がおっしゃったこともそうですし、物をつくることの楽しみとか、そういったことも我々は期待しているところでございます。

○溝口幸治委員 あえてブランド推進課、成尾課長。

くまモンのいろいろなこっこの主な施策の成果を見ると、出勤回数というか、いろいろ

な事業がありますね。PR事業だとか、使用許可のやつだとか、管理運営事業ということいろいろあると思いますし、今もう本当くまモンって、どこへ行ってもくまモンくまモンと言われて、とても熊本県にとってはプラスだと思います。ひょっとしたら日本全国にとってもプラス効果を与えているんだろーと思えますが、あえて、あえてですが、毎年毎年くまモンに係る経費というのを決めていきますよね。決めていくときに、費用対効果も含めて、何が今後課題になってくるのか。

今調子がいいですよ。何やっても当たっているというように見えるんですが、やっぱりそんなに人生うまくいくのかなというのが——だから、調子のいいときほど、次に対する備えというか、そういうのはやっぱり常に頭の中に入れながらやっていかないかぬし、それはもう調子がずっと持続すればいいですが、リーグで優勝して、まさかと思ったら4連敗するというようなこともあるわけですから、いつそういうことが起きるとも限らないので、やっぱり課題をずっと整理しながら、次の年度何をやるのかというのを整理していくんだろーと思えますが、そういう点ではどういう工夫をされているのか。

○成尾くまもとブランド推進課長 ありがとうございます。

実は、くまモンが誕生して4年半ぐらになります。本当に、これまで、私どもの努力だけでなく、本当に多くの皆様からかわいがっていただいたおかげで、ここまで全国的にも人気が高まっているかと思えます。

特に、私の印象では、昨年全国的にブレイクして、本当にさまざまな雑誌ですとか媒体からの取材、それから視察、講演、いろいろな依頼をいただいております。

そのような中で、本当に国内におきましては、くまモンの認知度、それからここが大事だと思いますのは、くまモンだけではなく

て、それに伴いまして熊本県の認知度というのも具体的に上がっているというふうに思います。

ちょっと一つ数字がございます。民間のブランド総合研究所というのが、毎年47都道府県の魅力度、認知度というのを調査しておりますけれども、ちょうどくまモンが誕生しました2011年の熊本県の認知度が32位でしたが、ことし直近の調査で18位まで浮上していると。それから、例えば県産品の購入意欲度が当時30位だったのがことし22位ですとか、熊本県への訪問率が28位だったのが20位というようなことで、くまモンだけでなく熊本県そのものが、いわゆる県のブランド力が向上しているのは間違いないことだというふうに考えております。

ここまで来ると、じゃあこの高どまりをどう継続していくかというのは本当に私どもも悩ましいところではございますが、知事は、いわゆるフロンティアというものを広げていかないと失速するというふうなことを常々おっしゃっておられますので、今私どもが一番ターゲットにしていきたいと考えておりますのは、アジアでございます。

特に先生方も、海外、台湾等の視察でよく御存じかと思いますが、台湾、香港、それからシンガポール、さらにはタイなど、くまモンの人気が非常に高く、現地のほうからのさまざまな商品化等のオファーもいただいております。

こういうことにつきましては、国際課が貿易を担当しておりますし、インバウンドですと観光課、さらに交通対策・政策もありますけれども、こういった関係各課と連携を図りながら、くまモンを上手に活用しながら熊本県の魅力を高めていきまして、県産品の輸出ですとか観光客のインバウンド等につなげていくことができれば、おのずとくまモンの人気も海外で、それからそれが国内にもまた戻ってくるのではないかと思います。

さらに、その先ということになりますと、余りアジアにこだわらずに、私どももヨーロッパのほうに昨年ちょっと足がかりを求めて動いておりますが、海外というふうなことではヨーロッパあたりも視野に入れ、中長期的には、6年後には東京オリンピックもございますので、そのオリンピックのときに、やはり地方都市熊本というものをもっともってアピールできるような、そういう少しは夢も持ちまして、今後どんどんフロンティアを広げてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○溝口幸治委員 ありがとうございます。

そこまですらすらとお答えになって大変心強く思っております。（成尾くまもとブランド推進課長「ぜひ御協力よろしく願いいたします」と呼ぶ）高どまりで続くことを期待しております。

以上です。

○岩下栄一委員長 いろいろと御意見ございましたが、ほかに何かありますか。

九谷先生、よろございますか。

○九谷高弘委員 今の溝口先生のお話と若干関連する部分があると思うんですけども、今後の県内の観光といいますか、知名度アップについて、いろんな政策を打っておられると思います。くまもとの赤とか、そういった面で、くまモンスクエアにしてもそうですけれども、残念ながら果たしてどこまで浸透をしているかなというふうなところを感じる時があります。

我々が毎回インターンシップを年に2回受けておりますけれども、ほぼ知らない学生が多いということですね。先日1期生で阿蘇に行ったときに、愛媛県だったですかね……（「愛知」と呼ぶ者あり）愛知だったですか

ね。愛知から2人女性が来られとって、今から阿蘇から熊本市に行くという中で、どこに行けばいいですかねみたいなことを質問されて、くまモンに会いたいんだったくまモンスクエアがいいんじゃないですかというふうな話をしたんですけども、我々は当然関係者ですから知っていますけれども、意外に熊本の人も御存じない。そして、県外の方向けにターゲットにPRされている場合は、くまもとの赤のブランドとかも、そういった認知度は上がっていると思うんですけども、感じるのは、地元が意外に知らないなというふうなところを感じます。

今後、この観光課の資料にありますとおり、女子世界ハンドボールもありますし、ラグビーの世界カップも誘致する計画をされておりますし、2020年東京オリンピックもある中で、やはりこの熊本のアピールも非常に重要になってくると思いますけれども、今後の観光について、そういった海外から来る——橋口先生と私も一般質問でしましたけれども、そういった整備ですね。Wi-Fiの整備とか非常に重要になってくると思いますけれども、その辺はいかががお考え——ちょっと漠然とした質問になりましたけれども。

○中川観光課長 ありがとうございます。

御指摘のとおり、先ほど自治体の話を海外のインバウンドでも差し上げましたけれども、国内の自治体は、もう物すごく観光の分野ではこれから稼げるところということで競い合っております。

その中で、認知度を高めるということは物すごく大変な努力を強いられるところでございまして、私どもも、いろんなチャンネル等を使いまして、まず、いかにしてプラスのイメージで熊本ということを捉えていただるかということ国内対策、例えば少し羽目を外しているようでもありますけれども、くまもと・ふるモーションとかいう名前でも売りに

したり、あと海外ですと、先ほど来指摘をいただいているくまモンという認知度の高いやつを使ってPRをさせていただいております。

今後、2020年のオリンピック・パラリンピック、さらには、その1年前には世界女子ハンド、それからラグビーのワールドカップも御指摘のとおり手を挙げさせていただいておりますので、熊本に海外のお客様が足を運んでいただく最大のチャンスでございますので、これからその本番に向けて国内でのお客さんをしっかり捉えつつ、海外の分で上乗せするという大きな考え方で今私は考えております。

その際に大変重要なのは、委員御指摘のとおり、認知度、いいイメージを持っていただくということでございますので、そういう場面では少し予算要求等もさせていただくと思っておりますので、議会のほうでもしっかりサポートをいただければと思います。

以上でございます。

○岩下栄一委員長 九谷委員、いいですか。

○九谷高弘委員 ありがとうございます。よろしく願います。

○岩下栄一委員長 るる御意見がございまして、それぞれに的確な答弁をいただきました。

時間がやや経過してまいりましたので、このくらいで審議を終結したいと思います。どうしてもこれは言うとかないかぬというのがありますか——それでは、お疲れでした。

これをもちまして、商工観光労働部各課にわたる審議を終了し、閉会したいと思います。

お疲れさまでした。

今回は、24日ですので、よろしく願います。

午後2時40分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により
ここに署名する

決算特別委員会委員長